

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正】

会 議 の 名 称	令和7年第1回取手市議会定例会			
招 集 年 月 日	令和7年 2月27日			
招 集 の 場 所	取手市議会議場			
開会及び閉会 日時並びに その宣告者	開 会	令和7年 2月27日午前10時00分		議 長 岩 澤 信
	閉 会	令和7年 3月19日午前 時 分		議 長 岩 澤 信
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	12番	小 堤 修	14番	落 合 信 太 郎

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和7年 2月27日

1番 長 塚 美 雪
2番 本 田 和 成
3番 岡 口 す み え
4番 古 谷 貴 子
5番 杉 山 尊 宣
6番 佐 野 太 一
7番 海 東 一 弘
8番 根 岸 裕 美 子
9番 久 保 田 真 澄
10番 鈴 木 三 男
11番 関 川 翔
12番 小 堤 修

13番 岩 澤 信
14番 落 合 信 太 郎
15番 石 井 め ぐ み
16番 金 澤 克 仁
17番 細 谷 典 男
18番 山 野 井 隆
19番 染 谷 和 博
20番 佐 藤 隆 治
21番 入 江 洋 一
22番 赤 羽 直 一
23番 遠 山 智 恵 子
24番 加 増 充 子

令和7年第1回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 2月27日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和7年 2月27日午後 2時34分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
福	祉	部	鈴	木	文
健	康	増	彦	坂	哲
ま	ち	づ	野	口	昇
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	井	橋	貞
消	防		岡	田	直
総	務	部	立	野	啓
福	祉	部	佐	藤	睦
会	計	管	石	塚	幸
総	務	課	松	崎	
情	報	管	岩	崎	弘
政	策	推	高	中	
管	財	課	丸	山	
環	境	対	木	村	太
中	心	市	中	村	有
保	健	給	大	野	篤
指	導	課	丸	山	信
総	務	課	土	谷	靖
環	境	政	吉	田	卓
		策			也
		室			
		長			

令和 7 年第 1 回取手市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午前 1 0 時開議

日 程 第 1	会議録署名議員の指名	
日 程 第 2	会期の決定	
日 程 第 3	諸般の報告	
日 程 第 4	承認第 1 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号） の専決処分の承認について
日 程 第 5	議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議案第 2 号	取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 号	取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 5 号	取手市犯罪被害者等支援条例について
	議案第 6 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 7 号	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 8 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第 9 号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
	議案第 1 0 号	取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について
	議案第 1 1 号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
	議案第 1 2 号	市道路線の認定について
日 程 第 6	議案第 1 3 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 0 号）
日 程 第 7	議案第 1 4 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）
	議案第 1 5 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 1 6 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 7 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 8 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
日 程 第 8	議案第 1 9 号	令和 7 年度取手市一般会計予算
	議案第 2 0 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

	議案第 2 1 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 2 2 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 2 3 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第 2 4 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 2 5 号	令和 7 年度取手市地方公平委員会特別会計予算
日程第 9	議案第 2 6 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	同意案第 1 号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第 11	同意案第 2 号	取手市監査委員の選任に関する同意について
日程第 12	同意案第 3 号	取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
日程第 13	同意案第 4 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 5 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 6 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 7 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 8 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 9 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 10 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 11 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 14	同意案第 12 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 13 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 14 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 15 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 16 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 17 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 15	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 16	請願第 6 号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
	請願第 7 号	身近なところに図書館がある街づくりを求める請願
	請願第 8 号	取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願
	請願第 9 号	耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願
日程第 17	委員会提出議案第 1 号	取手市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 18	市政に関する一般質問	
	①関川 翔	議員
	②染谷 和博	議員
	③海東 一弘	議員

会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	承認第 1 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号） の専決処分の承認について
日程第 5	議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
	議案第 2 号	取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 3 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 4 号	取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 5 号	取手市犯罪被害者等支援条例について
	議案第 6 号	取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 7 号	取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 8 号	取手市手数料条例の一部を改正する条例について
	議案第 9 号	取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
	議案第 10 号	取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について
	議案第 11 号	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
	議案第 12 号	市道路線の認定について
日程第 6	議案第 13 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）
日程第 7	議案第 14 号	令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）
	議案第 15 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 16 号	令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 17 号	令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 18 号	令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 19 号	令和 7 年度取手市一般会計予算
	議案第 20 号	令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
	議案第 21 号	令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 22 号	令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

	議案第 2 3 号	令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算
	議案第 2 4 号	令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
	議案第 2 5 号	令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算
日程第 9	議案第 2 6 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	同意案第 1 号	取手市教育委員会委員の選任に関する同意について
日程第 11	同意案第 2 号	取手市監査委員の選任に関する同意について
日程第 12	同意案第 3 号	取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
日程第 13	同意案第 4 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 5 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 6 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 7 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 8 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 9 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 10 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 11 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 14	同意案第 12 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 13 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 14 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 15 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 16 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第 17 号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
日程第 15	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 16	請願第 6 号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
	請願第 7 号	身近なところに図書館がある街づくりを求める請願
	請願第 8 号	取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願
	請願第 9 号	耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願
日程第 17	委員会提出議案第 1 号	取手市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 18	市政に関する一般質問	
	①関川 翔	議員
	②染谷 和博	議員
	③海東 一弘	議員

令和7年第1回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
	5 月 16 日	金		午前 9 時	三役調整会議
				三役調整会議後	議運招集通知・一般質問通告文書発送
	5 月 26 日	月		午前 9 時	一般質問通告受付開始
	5 月 28 日	水		午後 3 時 午後 5 時	一般質問通告受付締め切り 請願・陳情受付締め切り
	5 月 29 日	木			定例会告示、議案送付
	5 月 30 日	金		午前 10 時	議会運営委員会
	6 月 2 日	月		午後 1 時	提出予定議案オンライン説明
1	6 月 5 日	木	本会議	午前 10 時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（3 枠）
2	6 月 6 日	金	本会議	午前 10 時	一般質問（7 枠）
3	6 月 7 日	土	休会		
4	6 月 8 日	日	休会		
5	6 月 9 日	月	本会議	午前 10 時	一般質問（7 枠）
6	6 月 10 日	火	本会議	午前 10 時	一般質問（7 枠）
7	6 月 11 日	水	本会議	午前 10 時	議案質疑・付託
8	6 月 12 日	木	委員会	午前 10 時	総務文教常任委員会
9	6 月 13 日	金	委員会	午前 10 時	福祉厚生常任委員会
10	6 月 14 日	土	休会		
11	6 月 15 日	日	休会		
12	6 月 16 日	月	委員会	午前 10 時	建設経済常任委員会
13	6 月 17 日	火	委員会	午前 10 時	議会運営委員会
14	6 月 18 日	水	本会議	午前 10 時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会

議事の経過

午前 10 時 00 分開会及び開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。よって、令和 7 年第 1 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより会議の議事日程に入ります。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において小堤 修君及び落合信太郎君を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の日程については、本日から 3 月 19 日までの 21 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 19 日までの 21 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議日程については、サイドブック스에登載したとおりであります。

日 程 第 3 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第 3、諸般の報告を行います。閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブック스에登載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会については細谷典男君から、茨城県南水道企業団議会については石井めぐみさんから、龍ヶ崎地方衛生組合議会については岡口すみえさんから、取手地方広域下水道組合議会については金澤克仁君から、利根川水系県南水防事務組合議会については赤羽直一君から、取手市外 2 市火葬場組合議会については海東一弘君から、茨城県後期高齢者医療広域連合議会については久保田真澄さんから報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブック스에登載したとおり市長から報告がありました。

次に、閉会中、サイドブック스에登載した議員の派遣の件のとおり議員を派遣いたしましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日 程 第 4 承認第 1 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

の専決処分の承認について

○議長（岩澤 信君） 日程第4、承認第1号、令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。ただいま議題となっております承認第1号につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。承認第1号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、承認第1号について、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとう発言して終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対という討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。承認第1号、令和6年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第 1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整

理に関する条例について

- 議案第 2 号 取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 取手市犯罪被害者等支援条例について
- 議案第 6 号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 取手市建築基準条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 11 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
- 議案第 12 号 市道路線の認定について

○議長（岩澤 信君） 日程第5、議案第1号から議案第12号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第1号から議案第12号までについて、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第1号から議案第12号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は3月5日に行います。

日程第6 議案第13号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第10号）

○議長（岩澤 信君） 日程第6、議案第13号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2月21日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第13号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第13号について、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算に関する本会議における質疑は、通告制で行うこととなっております。それでは、質疑通告順に従い質疑を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。議案第13号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第10号）について質疑をいたします。まず最初に、地球温暖化対策の推進に要する経費についてでございます。省エネ家電買換え補助金申請の受付場所について、詳細をお願いいたします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） おはようございます。根岸議員の御質疑に御答弁いたします。省エネ家電買換え補助金申請の受付場所につきましては、5月1日から申請受付を開始しまして、取手市役所の議会棟委員会室をお借りしまして約2か月間実施し、その後は環境対策課で申請受付を行う予定で、現在進めております。また、郵送による申請受付と、今回はデジタル化への対応を推進するため、電子申請の受付を取り入れて実施したいと考えて準備を進めているところです。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 実は——この事業自体、令和6年度も実施されていたと思います。その際に市民の方から、実は移動が困難な方が、なかなかその申請に行くというところがハードルが高かったというお話を伺っています。その方はまず郵便で申請をしたんだけど、不備があって結局窓口のほうまで——市役所のほうまで御足労いただいたということでした。私から少し提案といいますか——できるかできないかというところをお伺いしたいんですけれども、この——今回の買換え家電の申請だけでなく全庁的なことになってくるかと思うんですけれども、今後そういった申請として——申請するのに市役所まで足を運ぶということが難しい方がいらっしゃる——現実にはいらっしゃるし、今後また高齢化というところもあったりするので、その足を運んでいただくというところが、少しハードルが高くなっていくんであろうと思っています。そういった場合に、今回は電子申請も取り入れているということなんですけれども、想定としては、高齢者の方で、なかなかそういうスマホだったりパソコンだったりというところの操作があまり得意でない方もいらっしゃるのではないかと思います。そういった方に向けて、例えばお近くの公民館等に出向いていただいて、そこで事務員の方と一緒にZ o o mを立ち上げていただいて、直接その担当課とオンラインでつないでいただいた上で、そこでやり取りをするという形を準備いただいたらどうかなと思っているんですけれども、そういったことというのは可能でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境政策室長、吉田拓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） 根岸議員の御質疑にお答えいたします。令和5年度におきましても受付場所は取手庁舎だけで対応しておりまして、そのほか郵送も受け付けておりました。申請書類には幾つかの添付書類が必要になりますが、申請書には添付書類のチェックリストを記載してあります。また、販売店におきましては、前回同様、補助金申請に必要な添付書類の説明などのサポートをお願いする予定ですので、受付窓口は取手庁舎

に設置する予定で今進めております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今後検討していただくという余地はないのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 先ほど根岸議員からもお話ありましたように、全庁的な課題です。なので、検討してまいります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。ありがとうございます。

では、次に参ります。給食運営に要する経費についてです。児童生徒1人当たりに換算するとお幾らになるか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

〔保健給食課長 大野篤彦君登壇〕

○保健給食課長（大野篤彦君） それでは、根岸議員の御質疑にお答えいたします。今回、補正予算で計上した金額につきまして、給食費の負担軽減という視点で換算しますと、まず令和6年度分は当初から繰越明許で計上しておりました物価高騰分15%と今回補正分の合算で、1人当たり年額約1万410円、月額約950円程度の負担軽減となっております。次に、令和7年度につきましては賄材料費の26.9%を物価高騰分として計上しております。1人当たり年額約1万4,670円、月額約1,330円程度の負担軽減となっております。以上です。

〔保健給食課長 大野篤彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。相当の負担になってくるというところで、御家庭には本当に助かる場所だと思います。今回、賄材料費というところなんですけれども、これまで運搬業務のところには、その支援というところは入ってないと思うんですけれども、そこは問題ないのでしょうか。学校——給食センターのほうですね、センターの運搬業務のほうというのは。

○議長（岩澤 信君） 保健給食課長、大野篤彦君。

○保健給食課長（大野篤彦君） これに関しましては、コロナ禍中に国のほうからやはり交付金というお話もあったんですけれども、運搬業務——給食センターの運搬業務に関しまして、どの程度補てんというのが可能なのかどうかというのも当然お聞きしておりますけれども、さしたる影響はないということで御回答いただいております。以上です。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。以上です。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質疑を終わります。

以上で、通告された議案第13号に対する質疑を——質疑が全て終わりました。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 13 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 10 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

- 日 程 第 7 議 案 第 1 4 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）
議 案 第 1 5 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正
予算（第 3 号）
議 案 第 1 6 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
4 号）
議 案 第 1 7 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議 案 第 1 8 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 7、議案第 14 号から議案第 18 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 21 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 14 号から議案第 18 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 14 号から議案第 18 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は 3 月 5 日に行います。

- 日 程 第 8 議 案 第 1 9 号 令和 7 年度取手市一般会計予算
議 案 第 2 0 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
議 案 第 2 1 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算
議 案 第 2 2 号 令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算
議 案 第 2 3 号 令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算
議 案 第 2 4 号 令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算
議 案 第 2 5 号 令和 7 年度取手市地方公平委員会特別会計予算

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、議案第 19 号から議案第 25 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 21 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 19 号から議案第 25 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 19 号から議案第 25 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は 3 月 5 日に行います。

日程第 9 議案第 26 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 9、議案第 26 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 21 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 26 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 26 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は 3 月 5 日に行います。

日程第 10 同意案第 1 号 取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第 10、同意案第 1 号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 21 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第 1 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、同意案第 1 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 1 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第 1 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、同意案第 1 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第 1 号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意について、戸部明彦氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 1 号については、戸部明彦氏の選任に同意することに決定いたしました。

日程第 11 同意案第 2 号 取手市監査委員の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第 11、同意案第 2 号、取手市監査委員の選任に関する同意についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 21 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第 2 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、同意案第 2 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 2 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第 2 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、同意案第 2 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第 2 号、取手市監査委員の選任に関する同意について、石橋大輔氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 2 号については、石橋大輔氏の選任に同意することに決定しました。

日程第 12 同意案第 3 号 取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第 12、同意案第 3 号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意についてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2 月 21 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第 3 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、同意案第 3 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、同意案第3号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第3号、取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について、関孝雄氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第3号については、関 孝雄氏の選任に同意することに決定しました。

日程第13	同意案第4号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第5号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第6号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第7号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第8号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第9号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第10号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
	同意案第11号	取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第13、同意案第4号から同意案第11号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、2月21日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。同意案第4号から同意案第11号までについて、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、同意案第4号から同意案第11号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号から同意案第11号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案第4号から同意案第11号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、同意案第4号から同意案第11号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第4号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、海老原丈夫氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第4号については、海老原丈夫氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第5号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、櫻井光希氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第5号については、櫻井光希氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第6号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、天津一夫氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第6号については、天津一夫氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第7号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、櫻井静枝氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第7号については、櫻井静枝氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第8号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、山崎 守氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第8号については、山崎 守氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第9号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、平澤宏修氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第9号については、平澤宏修氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第10号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、野口 哲氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第

10号については、野口 哲氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第11号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、根本幹夫氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定します。全員賛成です。したがって、同意案第11号については、根本幹夫氏の選任に同意することに決定しました。

日程第14 同意案第12号 取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
同意案第13号 取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
同意案第14号 取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
同意案第15号 取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
同意案第16号 取手市農業委員会委員の選任に関する同意について
同意案第17号 取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

○議長（岩澤 信君） 日程第14、同意案第12号から同意案第17号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 同意案第12号から17号までの6件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。同意案第12号から17号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意についてであります。本件につきましては、取手市農業委員会委員の任期が令和7年3月31日をもちまして満了することに伴い、新たに木村久一郎氏、中山 博氏、西君枝氏、永井 稔氏、永野 正氏、武笠 旭氏の6名を農業委員会委員に選任したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。選任する6名につきましては、御手元に配付いたしました経歴書のとおり、農業行政に対し高い識見を有する方々であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方々であります。

以上、6件の提出予定議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第12号から同意案第17号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、同意案12号から同意案第17号までについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、同意案第12号から同意案第17号までを採決します。この採決は採決システ

ムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

同意案第 12 号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、木村久一郎氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 12 号については、木村久一郎氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第 13 号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、中山 博氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 13 号については、中山 博氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第 14 号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、西 君枝氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 14 号については、西 君枝氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第 15 号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、永井 稔氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 15 号については、永井 稔氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第 16 号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、永野 正氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 16 号については、永野 正氏の選任に同意することに決定しました。

同意案第 17 号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、武笠 旭氏の選任に同意することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、同意案第 17 号については、武笠 旭氏の選任に同意することに決定しました。

日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩澤 信君） 日程第 15、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。本件につきまして、現在、取手市には人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が 11 名おります。このうち成松文子

氏が令和7年6月30日をもちまして任期満了となり、願いにより退任されることから、新たに柏孝子氏を推薦したく、議会にお諮りするものでございます。柏氏は昭和56年から平成30年まで37年間にわたり、主に県南の小中学校で教諭として勤務され、教頭、校長まで務められました。現在も取手市社会教育指導員及び民生委員・児童委員、主任児童委員として熱心に取り組まれており、多くの方々から信頼を寄せられております。今後もこれまでの経験と実績を生かし、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、柏孝子氏が適任であると答申することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第1号については、柏孝子氏が適任であると答申することに決定しました。

- | | | |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第16 | 請願第6号 | 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書 |
| | 請願第7号 | 身近なところに図書館がある街づくりを求める請願 |
| | 請願第8号 | 取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願 |
| | 請願第9号 | 耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願 |

○議長（岩澤 信君） 日程第16、請願第6号から請願第9号までを一括議題といたします。

ここで報告いたします。請願第8号については、本日までに18人の追加署名が提出され、代表者外23人となりました。

請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

まず請願第6号について、本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 皆さん、こんにちは。日本共産党、本田和成です。「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書の説明になります。請願の趣旨について、かいつまんで説明させていただきたいと思います。昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は52円引き上がり1,005円となり、1,000円を超えました。昨年の国の目安は全国一律50円でしたが、茨城県を含め27県が国の目安を超えた引上げを行い、全国加重平均が1,055円になりました。しかし、物価高の中で県民生活は困難を極めております。日本の最低賃金制度の問題は、欧米に比べて最低賃金額が低過ぎる。全国一律制でないため、最低賃金の高い都県に労働者が流出して人手不足が深刻化する。国の支援が不十分で中小企業支援がほとんど進まず、中小企業が賃上げができない。この3つです。最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ぎりぎりの低賃金になっている結果、県境の地域から、千葉や埼玉、東京に労働者が流出しております。労働者の流出は県内の中小企業や医療・福祉職場等の人手不足、これを深刻にしております。2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査、これを茨城労連が実施しております。この調査においては、最低の生計費は、男性が25万2,987円、女性が25万1,124円となっております。年額に換算しますと約300万円になりました。月150時間で計算すると、時給が男性が1,687円、女性は1,674円になります。この結果は、東京をはじめほか他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは、最低賃金を全国一律1,500円にすると——必要があるということが明らかになりました。昨年、石破首相も、2020年代中には最低賃金を1,500円にすると——したいと表明をいたしました。

以上の理由で、最低賃金の引上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出することを請願いたします。なお、2021年には土浦市議会、2022年は結城市議会、かすみがうら市議会、2023年は筑西市議会、城里町議会、2024年はつくば市議会、龍ヶ崎市議会、桜川市議会、北茨城市議会、茨城労連の最低賃金の引上げを求める請願が採択されております。

請願事項につきましては、1つ目、政府は、最低賃金の全国一律制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。2つ目は、政府は、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業負担——事業主負担の軽減など、中小企業への具体的経済支援策を国の責任で拡充すること。3つ目は、茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を物価高対策として令和7年10月に1,500円以上に引上げ、最低生計費試算調査結果を踏まえ1,700円を目指すこと。以上、この3点になります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、請願第7号について、加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番（加増充子君） 加増充子です。請願第7号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について説明させていただきます。この請願の請願者代表の方は、これまで親子文庫、そして読み聞かせや図書館活動を積極的に行ってきた方であり、そのほかの方々からも、この思いを込めて請願が寄せられました。じゃあ請願趣旨を読ませていただきます。

・請願趣旨

図書館は、私たちに「生きる勇気と知恵と指針」を与えてくれるところです。また、私たちに「生きる」ためのさまざまな知識や情報を提供してくれる「情報センター」でもあります。ですから、図書館は、私たちの身近なところであって、老若男女、年齢を

問わず、障害のあるなしにかかわらず、もちろん国籍も問わず、地域に生活するすべての人々にとって、いつでも気楽に行ける場所であってほしいのです。

現在、取手市内には14の公民館とゆうあいプラザがあります。その中で、図書室を設置している公民館は10か所、そしてゆうあいプラザにもあります。そうした中で、もっともっと子どもたちが、そして私たち市民が利用できる身近なところに図書館がある、そのようなまちづくりを求める内容であります。

・請願事項

- 1 取手図書館を改修整備してください。
- 2 分館機能を担っている公民館図書室（戸頭、永山、寺原、小文間の各公民館とゆう・あいプラザ）を市民がもっと利用しやすいように整備してください。
- 3 分館機能を担う公民館図書室をもっと増やしてください。
- 4 公民館のないところに図書館分館を新設してください。

この内容は、公民館のない地域、取手市では、ゆめみ野地区には公民館がございません。そうしたところに図書館機能の図書室、そのようなものを造ってほしいという願いが込められた内容です。以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

これまでも図書館については、西口駅前の公共施設複合施設の問題でも議論になってまいりましたが、図書館は私たちの暮らしに本当に身近なところでもあります。そしてこの公民館については、公民館の設置・運営に関する通知・通達の中で、昭和21年7月なんですが、公民館の事業として図書部が位置づけされています。この内容は、図書の購入、読書指導を担当するということに位置づけられています。そうした中で各地域の公民館に図書室が配置され、文庫が生まれたり、地域で子どもたちに利用されてきたという経緯がありますので、さらにこれを充実させてくださいという内容であります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、請願第8号について、根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。取手市議会における——請願第8号、取手市議会における予算・決算委員会審査を議員全員で行うことを求める請願について、ご説明申し上げます。請願趣旨を読ませていただきます。

・請願趣旨

本市の財政の透明性と説明責任をより一層高めるため、予算・決算について、市議会議員全員で委員会審査を行うことを求めます。

現在、取手市議会では、予算・決算について、24人の議員のうち10名で特別委員会を構成し、審査を行っており、特定の委員のみが委員会審査する形となっています。議員が、予算・決算について、本会議のみならず委員会にて審査することは、市民の付託を受けた議員にとって重要な責務であり、かつ与えられた権能です。現状の審査方法では、特定の委員のみが委員会審査に関与することになっており、全議員が委員会にて直接予算・決算内容を精査し、市民への説明責任を果たす機会が十分に確保されていないと考えます。予算・決算の委員会審査に携わらないということは、この責務と権能を行使しないことになり、ひいては付託した市民にとっても不利益です。

委員会における予算・決算審査の過程において、議員全員で取り組むことにより、多くの視点からの議論が可能になることで、市の財政運営に対する健全なチェック機能が強化され、よりよい行政運営に繋がると期待します。

以上の観点から、予算・決算について、市議会議員全員で委員会審査を行うことを求めます。

・請願事項

1 予算・決算委員会審査を議員全員で行うこと

以上、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

よろしく御検討くださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、請願第 9 号について、遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私のほうからは、請願第 9 号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願の紹介をしたいと思います。皆さん御存じのように、高須にお住まいの菅谷さんから、陳情として提出されたものです。陳情を読ませていただいたところ、今の米作の状況を考えて、これは議会で大いに議論し、むしろ採決？採択？して執行部に対案といいますか、施策を展開していただければなというふうに私強く思いまして、紹介議員に就いたところです。請願者の思いといいますか願い——願意を皆さんに朗読することでお伝えしたいと思います。

・請願趣旨

昨今の米価上昇については、連日テレビで報道されていますが、家庭のみならず業務用米においては死活問題です。当市においても学校給食米は、価格の上昇は避けられない状況であることは判断できますが、取手市は米作地帯であり、又農業公社が施設を所有している状況を考えれば農地においては、耕作放棄地も多くあるわけですから、その土地を借り受けて農業公社において米の生産を考え、その米を学校給食に向けることにより、安価で良質米を提供できることではないでしょうか。耕作放棄地は税金と岡堰の水利費だけで十分な賃料ではないでしょうか。苗の生産を行っているわけですから、田植えは農家の方をお願いして、刈り取りもお願ひして、後は農業公社の施設において玄米になるわけですから、新たな設備投資は必要なく、実行できると考えます。米が余ればふるさと納税の返礼品にするとかできると思います。費用を投資せず、ある物を利用して利益を出すことが社会に役立つことだと思います。参考までに高須地区では条件のよい場所に 7 ha の放棄地があるので 56 トンの米は収穫できます。

・請願事項

- 1 耕作放棄地活用で米作を促進し、その米を学校給食に向けることにより、安価で良質米を提供すること。

以上、請願いたします。この案件につきましては、これまでも農業公社で花を作って販売したりとか、また、みそを作って学校給食にも活用したりということで幅広く——数年来、それぞれの事業を行ってきた経緯があります。そういう意味では、また農業委員会では、高齢化や担い手不足のため遊休農地面積がもうどんどん増えている傾向にある、そこでは遊休農地解消に努めていきたいという旨も、農業委員会の点検結果として、課題として、取手市農政の課題として明記されておりました。そういう意味では、それとも大いに合致する内容だということで紹介議員に就いたところです。皆さんの御賛同を得られますように、十分な審議、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐野議員——何号でしょうか。

○6 番（佐野太一君） 8 号です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木議員。

○10 番（鈴木三男君） 9 号です。

○議長（岩澤 信君） それでは、佐野太一君。

〔6 番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 佐野太一です。よろしくお願いします。私は、請願8号について根岸議員に質疑したいと思います。この請願ですが、無会派の私には大変関わり深い内容となっておりましたので幾つかお聞きしたいと思います。まず、理由は趣旨にはありますが、紹介議員になられた根岸議員としては、なぜ今の特別委員会ではなく、全議員で審査する必要があると思われますでしょうか。

〔6番 佐野太一君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。
根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸です。佐野議員の御質疑にご答弁申し上げます。私は——私も今は無会派ということで、そもそもその特別委員会に所属することができないということで、委員会審査に携わることができない状況でございます。実際、予算・決算の審査ということは、請願趣旨にも書かれておりましたけれども、議員としての一番大事な仕事の中であると思っておりますので、そこに特別委員会の10名という形に今の無会派の立場としては入れるというよりも、それはさらにもう一つ段階を上げて、全員で質疑することというのがよりしっかりと審査できる状況になると考えて、今回の紹介議員を受けるということになりました。以上です。

〔8番 根岸裕美子君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 分かりました。では、全員で審査をするメリットまたはデメリットについてはどうお考えになられますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） まず、メリットを4点申し上げます。1点目が、議会全体の意見や視点が反映されるため、多角的な議論が可能になると考えます。次に、各議員が市政運営に対してより深い理解を得ることができ、市民への説明責任を果たす際にも役立つと考えております。そして、審査過程の透明性が向上し【「透明性が向上し」を発言撤回】、市民への説明責任を果たしやすくなると考えております。全議員が関与することで、議会全体としての合意形成がなされやすくなり、市民に対する信頼性も向上すると考えております。一方、デメリットといたしましては、全員でやるとなると、時間がかかるというところが考えられます。今10名でやってることを24人でやるわけですから、時間は長くなると考えます。その分、質疑が散漫になったりですとかというおそれはあると思います。また、リソースとしても、やはり時間だけでなく事務局の働きだったりとかということだったり、もしかしたら何がしかの予算が多少かかってくるというおそれも、なきにしもあらずとは考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 続きまして、ほかの——今、メリット・デメリットをお聞きしたんですけども、もう既にこれを実施している自治体もあるかとお聞きしています。ほかの自治体での予算審査の例など、御存じでしたら例を挙げてお教えいただけますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私、とりで生活者ネットワークということで政治団体を立ち上げて活動しているんですけども、同じくつくば市にも、つくば市民ネットワークという姉妹団体がございまして、そちらで現在つくば市議会に4名議員を輩出しております。そちらのつくば市議会では、やはり全員で予算・決算を常任委員会として立ち上げてやっていらっしゃいます。そこには議長以外の方が所属して委員会審査をしているという状況で

す。そして、各常任委員会——当市議会では、総務文教・福祉厚生・建設経済と3つ常任委員会があるんですけども、こちらを分科会として、そちらでふだん携わっているその所管について、そこで分科会が審査をします。それを基本といたしまして、その後、またがる案件については、全体会の中で調整しながらやっているというところで審査をしていると伺っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） よろしいですか。

○6番（佐野太一君） 分かりました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 鈴木三男です。よろしくお願いいたします。請願第9号、耕作放棄地活用で米作を促進し、学校給食に安価で良質米の提供を求める請願について、質疑させていただきます。まず初めに、農業公社で——この請願趣旨を読みますと、農業公社で農地を借り上げて米を生産し販売、とありますが、現在の農業公社でこういった行為ができるのかどうか、紹介議員として確認しているかどうか、お願いいたします。

〔10番 鈴木三男君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 遠山です。顔を合わせないようにじゃないけど、農業公社——日頃……

〔「マイクで答弁して」と呼ぶ者あり〕

○23番（遠山智恵子君） （続）分かった。——日頃、藤代庁舎に事務方いらっしゃいますが、あえてそこは——確認はしません。声はかけません。農政課には、今回のこういう陳情が出てるけれども、請願として取り扱っていくので、ぜひ検討していくように前向きに農業を盛り上げましょうということは、もう声を大きくして、事務局に聞こえるように、そういう程度にしておきます。あとは議会で、農政、農業高めようということで請願が採決？採択？されれば、そこは今度、執行部のほうで検討していくわけですから、そこをお願いしたいという立場で、今回、紹介議員として取り上げました。以上です。

〔23番 遠山智恵子君答弁席に着席〕

〔「いやまだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。要は確認してないってことですね。

〔「そうそうそう」と呼ぶ者あり〕

○10番（鈴木三男君） 農業公社は御存じのように、育苗事業とかライスセンターで乾燥・脱穀とか、そういったことはやっていますけども、こうした農地を借り上げて——農業公社で農地を借り上げて米を生産して販売するという行為は、——私の確認しているところでは、できないというようなことがありますので、ぜひ、この点は確認していただきたいと思います。

それともう一点、非常に安価で良質米を提供することなんですけども、耕作放棄地というのは1年以上耕作されてない土地ですよ。そうしますと、自然にいろんな雑草が生えたり野草が生えたりして、水田として再生するにはかなりの時間と費用がかかるということなんですけども、この請願の中には、ほとんど費用は投資しないでできるような文書なんですけども、その再生にかかる費用については検討したのかどうか、確認させてください。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 請願が通りましたら、執行部が速やかに取り組んでいければと思っています。この請願者の願意というのは、高須地区にちょうどその農業公社があるからということで、私あえてこの請願趣旨を読み上げましたけれども、そこはこれまでも機材類、補助金を市のほうで補助したりということで、やっぱり農業公社の役割ということでは、大事な重点施設ということで位置づけてくれているというふうに私も認識していますので、そういう意味では、農業委員会のほうでも先ほど読み上げましたように、耕作放棄地の問題解決策を——解消に努めていきたいということも課題として挙げているということでは、これは私は、執行部だけでなく私たち議会としても、耕作放棄地の何らかの問題ということで重要課題として受け止めているのは、もう共通認識の上だと思います。ましてや、国も米を作ってもらおうということで、そういう動きまで出てるわけですから…

○議長（岩澤 信君） 遠山さん、質疑に対しての答弁でお願いいたします。

○23 番（遠山智恵子君） （続）だからそういう意味では、農業をしっかりと取り組もうということで、活性化を願っての今回の請願趣旨というふうに受け止めていただきたいというふうに私は思っております。もうそれ以上ありません。そこは執行部が頑張るんだ。
〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） いや、遠山議員、私が質疑してるのは、ずっと何年も放置された耕作放棄地をまた水田として再生するには、かなりの時間と費用がかかるということなんです。私が調べたところでは、10 アール当たり 10 万円から 25 万円ぐらいかかると言われてるんですよ。そういったこともこの請願の趣旨の中には一切触れないで、ただ安価に費用もかけないでできるというような請願趣旨なんです。そうすると、やっぱりそこに誤解を招くのかなという思いがありましたので、その辺も含めて、再生費用ということも検討していただけたらと思います。以上です。何かコメントありますか。

○23 番（遠山智恵子君） ありません。委員会で説明するので質疑をしてください。農業に関わる発言してください。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。
赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） 赤羽でございます。請願第 7 号、身近なところに図書館がある街づくりを求める請願について、紹介議員の加増議員にお伺いいたします。請願事項で 1・2・3・4 とありますが、2・3・4 は私もほぼ賛成でございます。ただ、1 なんですが、図書館——今の図書館を改修整備してくださいということです。取手市は、西口に図書館機能を持った総合施設を造るということで計画を発表いたしました。また、現在の図書館の現状を見ると、もう収蔵庫がいっぱいでこれ以上本が所蔵できない、で、新しく買った分だけ廃棄しなきゃならないという現状、そしてまた雨漏り等があって修繕しないと使えないという現状、それを御承知の上で紹介議員になられたんでしょうか。

〔22 番 赤羽直一君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。
加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増です。赤羽議員のほうからの質疑に対して、お答えさせていただきます。私はこの図書館を——今の取手図書館を改修し整備してくださいというこ

とについては、確かに老朽化が激しい、そういうことは十分存じております。ただ、だからといってあの図書館をそのままにしておくわけではなく、やはり今まであった図書館はそこに存続してほしい、そのための改修整備は幾らかかるか——私はここで幾らとは言いません——言えませんけれども、十分な精査して進めていくということで、私はこれを受けて請願の紹介議員になりました。以上です。

〔24 番 加増充子君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） それでは確認させていただきますが、駅前に図書館を造ることについて、反対ではないわけですね。そうすると図書館を2館——図書館の本館機能を持った図書館を2つ造ることになりますが、それでよろしいんですか。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 私は、図書館を造ることを真っ向から反対という立場ではございません。ただ西口に、果たしてそこがベターかどうかというのは、市民の声もありますし、そこはやっぱり疑問のところであります。そして本館が2つあるということになってしまうのではないかということなのですが、やはり私は取手図書館は今あるところに存続させて、地域に公民館を活用した図書室なり図書館を広げていくというところの願意に、私は賛成いたしました。西口については、これから都市計画を——今停止ですから今後どう進めるか分かりませんが、そのような状態の中で、だからといってこれを出したというわけではございません。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） 身近なところに図書館があるというのは非常にいいことだと私も思っております。ただ、利便性を考えますと——この請願者の方のお住まいなんか考えますと、駅前図書館だったら、関鉄バス一本で行けるわけです。そういう面では、駅前の図書館って非常に利便性が高く、取手の駅前は交通インフラの結節点でありますので、そういうところに造るほうが市民全体の利便性を考えると私はベストじゃないかと思うんです。今の図書館は、私も駅から図書館まで——正直言ってごめんなさい、歩いたことないんですけども、いつも車で行っちゃいますんで、結構な距離がございます。それを考えると、誰でも来れる場所に図書館本館を設置して、そしてまた地域に分館機能を持った図書室なりを整備する、これが私はベストの選択ではないかと思います。それを考えますと、現在の図書館を整備するというのは、いわば二重投資に近い、あそこにどうしても図書館が欲しければ、——あそこに——将来図書館が駅前に移れば、あの図書館は多分壊すことになると思います。そのところに小さな図書室を造るとか、そういう方法も私はあるのではないかと思います。そういう意味で、あの地域の人々の利便性は十分担保できる。それから、本はどこの図書館にあっても借りることができます。自分の地元の図書館で。ですから、それを考えれば、別に——もう手狭になったところを、そして古くなったところをわざわざ改修して今の場所に本館を置くよりも、駅前に本館が置いた——駅前に本館を置いたほうが利便性においてはるかにいいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 駅前に図書館がいいか、今あるところがいいかという議論というのは、ここで——ここには載ってないんですよ、請願の中には。ただ、身近なところに図書館機能のある施設をという大きな願意の中でこのように出されていまして、駅前に複合施設図書館をというのは、これまでも再開発の問題で掲げられてきましたけれども、ここではそういう議論というよりは、もっと今、図書館って——失礼いたしました。公民館で図書館機能を果たしているところも多い。そういう中でそれをさらに充実して、今あ

る図書館は存続させてほしい、老朽化改修してほしいという願意なものですから、西口がいいのか、ここがいいのか、どうだという議論の中には入っていないと私は受け止めております。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） それは見解の相違かと思いますが。ただ、やっぱり西口に本館を造った場合、この——今の図書館を今の機能を維持するということは、これは無駄になると思います。そういう意味から、私はこの1の取手図書館を改修整備してくださいという、これについては非常に疑問の残る請願だと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博です。出る予定なかったんですけど、請願第8号について1つ伺います。メリットの3つ目に、全員でやると透明性が増すということ言われてました。今10人でやってる場合は、透明性がない委員会だということをおっしゃってるように聞こえたんですけど、それでよろしいでしょうか。

〔19 番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 染谷議員の御質疑に答弁させていただきます。透明性が向上すると私が申し上げたことが、翻って、今現在の特別委員会では透明性が担保されていないと取られたということでございますけれども、そういう意図は全くございませんで、より透明性が高くなるという御理解でお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） その透明性って——今、議場からもありましたけども、透明性がありますよ、全部公開でやってるんですから。何か今の話聞くと、裏で何かやってるように聞こえちゃうんですよ。そうじゃなくて、全員でやれば議論が深まるとか、そういうことじゃないかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） おっしゃるとおりです。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） じゃあ訂正したほうがいいかなと思いますので、以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 訂正いたします。

〔笑う者あり〕

○8 番（根岸裕美子君） 透明性が向上することは撤回をいたします。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第6号から請願第9号までについては、請願文書表のとおり所管の各委員会に付託いたします。

日程第17 委員会提出議案 取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
第 1 号 する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第 17、委員会提出議案第 1 号、取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽でございます。委員会提出議案第 1 号、取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について整理を行うとともに、その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。審査の経過は質疑・討論なく、全員賛成で可決いたしました。【「審査の経過は質疑・討論なく、全員賛成で可決いたしました」を発言削除】以上でございます。

〔「議案です。提案理由までで」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 赤羽さん、提案理由の説明までで。

○議会運営委員長（赤羽直一君） 訂正いたします。最後の部分は削除してください。

○議長（岩澤 信君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。なお、ただいま議題となっております委員会提出議案第 1 号につきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会に付託しません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから委員会提出議案第 1 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

委員会提出議案第 1 号、取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、委員会提出議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 18、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないも

のは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み1人60分以内です。また、1回目の質問は30分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

初めに、関川 翔君。

〔11 番 関川 翔君登壇〕

○11 番（関川 翔君） 会派みらい、関川 翔でございます。議員10年目にして、初めてトップバッターを務めさせていただきます。何とか午前中に滑り込めましたので……

〔「頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○11 番（関川 翔君） （続）頑張ります。よろしくお願いします。それでは、通告に従い質問を始めさせていただきます。1990年、平成2年、日本では出生数が激減し、1.57ショックと言われ、少子化が広く周知されました。そして現在に至るまで、少子化は進む一方なのが現状です。少子化の原因としては、未婚化・晩婚化の進展と言われており、若者の結婚や出産に関する意識の変化、そして経済的負担が原因に挙げられます。今回は、出生してから義務教育に至るまでに市が行っている少子化対策について、そして最後に新たな施策を提案させていただきたいと思います。まずは、来年度から始まる、こども部が設置されますが、政策体系の変更点について伺いをさせていただきます。

〔11 番 関川 翔君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 私もなかなかこの答弁のトップバッターという経験が少ないので、非常に緊張をしております。それでは答弁をさせていただきたいと思います。政策体系の変更点ということでございました。令和7年度から新たにこども部というのを設置しまして、こどもまんなか社会の実現に向けてより一層の体制強化を進めていくというところの中で、まず、組織の大きな変更点として、今年1年間、こども部の中に設置をしております【「こども部の中に設置をしております」を「福祉部の中にある」に発言訂正】こども政策室、こちらをこども政策課に格上げをして、司令塔機能を持たせるというところでございます。

それから2点目としまして、そのほかに、こども相談課・保育課というところを置きまして、相談業務などをここに集約をしたり、結婚支援を集約をして、連携の強化・体制の強化というところを図っていくというところでございます。これまでも市として、子どもたちのために様々な施策を各課各機関が連携をしながら取り組んできたというところではございますけれども、令和5年の4月に国においてこども家庭庁が発足、またその発足した直後に就任をされた中村市長からも、かねてよりのマニフェストの一つとして掲げられている子育て支援の充実、子育てに特化した部の創設といったようなところがございましたので、このような組織改編につながっているというところでございます。

それから、一つ大きなところといたしまして、こども政策という概念が国からいろいろこども大綱とか出されている中で、乳児期・幼児期そして学童期といったような、いわゆる子どもだけではなくて、その先、結婚・出産・子育てといったところまで、30代に至るまでのところを広く支援をしていこうというようなところで、これからいろいろ施策を

展開していく、またこれまで取り組んできたものをさらに強化していくというところにつなげていきたいという考えでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。こども部が設置されることにより、これまで以上に細かい対応と子育て世代の満足度アップを期待させていただいております。

次に、全国的に加速化している少子化の現状に対応していく観点からも、組織を強化して体制を整えていくことと併せ、具体的にどのような施策を展開していくのかが重要であると思っております。日本の出生数は、昨年とうとう 70 万人を割るところまで減少しており、この取手市においても、合併後ピーク時の 800 人近くから、近年ではもう少しで 500 人を切るのではないかとこのところまで減少しております。少子化は地域経済の縮小や増収減、それに伴うインフラの維持など、市の存続に関わる重要な課題であると思いますが、要因は様々であり、多角的なアプローチが必要だと思われます。現在、自治体こども計画を作成されておりますが、こうした少子化対策について、対象者のライフステージに合わせ、こういったビジョンを持ち施策を展開されるのか伺ってまいります。まず、少子化対策の入り口としては、冒頭にも少子化の原因として挙げた婚姻者数の減少に歯止めをかけなければならないと思います。結婚支援について、市の現状と今後の取組がこども計画においてどのように位置づけられているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 答弁の前に――申し訳ありません。先ほど私の答弁の中で、こども部の中にある、こども政策室というふうに申し上げてしまいました。今現在は福祉部の中にある、こども政策室でございます。訂正をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、関川議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど議員の御質問の中でも御紹介いただいたとおり、本市の出生数の減少はここ 15 年間の間に 4 割近く減少しており、憂慮すべき事態であると認識しております。こうした少子化の現状は、結婚に対する意識の変化による未婚化・晩婚化や女性のキャリア形成の意識の変化など、様々な要因が複雑に絡んでいると思われますが、現在策定中の取手市こども計画におきましても、ライフステージごとに必要な施策を展開する予定であります。若者の結婚に関する現状でございますが、婚姻者数に関しましては、平成 30 年までは 350 から 400 件の間で推移していたものの、令和元年以降減少し、令和 2 年は 270 件と、新型コロナウイルスの影響により大きく減ることとなりました。その後、300 件前後で推移し、令和 5 年は 286 件となっております。こうした現状を踏まえ、こども計画におきましても、方向性の一つに若者に夢や希望を与える支援を設定し、結婚や住居の購入といった人生における重大なライフイベントにおいて、若者を支援する取組を進めていきます。具体的には、市内で新たに生活をスタートさせる世帯を対象として、住宅取得や家賃・引越費用を助成する結婚新生活支援事業、こちらにつきまして、来年度から所得制限を引上げ、より多くの方の結婚につながるよう制度を拡充するほか、定住人口の増加と魅力ある住環境の整備を目的に、住居の取得費用や改修、増築に対する費用を助成する、とりで住ま入る（スマイル）支援プランを引き続き推進してまいります。こうした取組を進めることで、若者の結婚に対する経済面のハードルを下げ、婚姻者数の増加につなげてまいりたいと思

っております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。若い世代の婚姻と定住化は、まさに少子化対策につながる大変重要な課題だと思います。私が議員になってから、同じ世代の方で、結婚の報告とともに取手市に住宅を購入するか悩んでいる、こういう相談が多くありました。その中で、ありがたいことに取手市に定住を決心して住宅を購入した方も——方々もいらっしゃいました。そのときに、なぜ取手市を選んでくれたのか伺うと、みんな大体声をそろえて、「一番の決め手は土地価格だ」とおっしゃっていました。大体の方は、まずこの辺りですと柏での住宅購入を考え、ちょっと高いなということで、次に我孫子で考えるそうです。そうすると、いよいよ我孫子で購入しようと思ったときに、試しに橋を渡るけど一応取手でも見てみようかなと、そして値段を見ると、土地価格の安さに驚愕して、結果的に取手市を選ぶという流れがあるようです。これを聞くと、取手市の議員という立場としては大変複雑な気持ちにはなりますが、しかし、住宅購入もしかりですが、その後の出産や子育て、そして経済的な面も考えてのことだとおっしゃっていました。まさにここに取手市の定住化促進のヒントがあるかと思いますので、あえてほかの担当課にも聞いていただきたく発言させていただきました。

次に、出生数を回復させるためには、妊娠期から出産まで母親が安心して過ごせるような支援策が必要かと思います。市として、妊娠や出産への支援の重要性をどのように捉え、どのような施策を展開されているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 関川議員の御質問に答弁いたします。妊娠・出産への支援は、最も直接的な少子化対策のアプローチとして重要な事項であると捉えております。子どもを持ちたいと思う家庭が安心して妊娠・出産に臨めるよう、切れ目のない支援によって、妊婦やその家族に寄り添っていくことが何よりも重要であると考えます。現在策定中の取手市こども計画においても、安心して妊娠・出産できる環境の構築を方向性の一つとして定め、保健師による妊産婦訪問、出産・子育て応援相談など、悩みや不安に応じた相談事業などの精神的な側面から寄り添う支援や、妊婦のための支援給付を通じた経済的な支援、また母子手帳のデジタル化による利便性の向上など、様々な形での支援を定めております。今後、若年人口が加速度的に減少することが見込まれている 2030 年代を前に、取手市こども計画の計画期間である 5 年間は、まさに少子化対策の分水嶺となるかと思えます。子どもを持つことに対して希望が持てる社会を目指し、引き続き当事者に寄り添った妊娠・出産への支援を推進してまいります。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。私もこの取手市で 2 人の子どもを育てていますが、特に出産直後の保健師による訪問は、初産の母親にとって大変安心するという声を多く伺っております。引き続き、妊娠から出産後に至るまでの細かい支援を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。核家族化や地域とのつながりが薄れている昨今、出産後の未就学児を育てる保護者にとって、子育ての負担が親に集中しやすく、孤独を感じやすい状況にもあるかと思えます。こうしたことが、2 人目・3 人目を産むことをちゅうちょさせてしまい、少子化の要因にもなっているかと思われますが、子育て支援について、こういったビジョンで施策を推進していかれるのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。子どもの健やかな子育てへの支援と保護者の育児負担を軽減する子育てへの支援は、いずれも一人一人の子どもや若者、そして子育て当事者のウェルビーイングにとって欠かせない施策となります。保護者が自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるよう、育児の総合的なサポートを定めた幸せな子育てのための支援や、小児医療・健診などの健康面でのサポートを定めた子どもや家庭への医療・健康支援、さらには地域子育て支援センターの運営や多様な保育需要への対応などを定めた未就学児へのサービスの充実など、子どもの——こども計画の中でも複数の方向性を設定し、取組もボリュームを持たせて定めているところです。生まれてから小学校に上がるまでの子育てにおいても、特に負担が大きな時期のサポートを多角的に展開することで、安心して子育てができる環境を整備し、理想の子どもの数を外的環境によって諦めることがないような社会を目指してまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。ここまで少子化対策という切り口から、こども計画における方針について伺ってきましたが、こうして生まれてきた子どもは、将来を支え、我々地域社会の成長や発展につながる貴重な人材であると思います。そんな子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、社会がサポートしていくことも求められていることだと思います。

次に、就学支援をはじめ、課題を抱える家庭へのアプローチはどのような位置づけをされているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。子どもを取り巻く環境は、決して平たんなものばかりではなく、貧困や児童虐待など、厳しい環境に置かれた子どもが一定数いることを前提として、誰一人取り残さない社会を目指していくことが肝要であると考えます。子どもが置かれた環境によって将来の可能性を潰されてしまうことは、社会にとっても大きな損失を招くものであり、こども計画においても、「すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う」という、目指す未来を設定しているところです。就学支援をはじめとした経済的な支援や、子ども家庭センターの設置による母子保健と児童福祉が連携した相談支援体制の確立などを定めた困難を抱える家庭へのケア。いじめの防止や不登校児童などの——へのケアを定めた、悩みを持つ子どもや若者への支援。障がいのある子どもやその家庭への支援を定めた特別な支援を必要とする子どもや家庭のサポートの3つの矢によって、弱い立場や困難を抱える子どもの家庭に寄り添い、どのような立場に置かれている子どもでも希望や夢を持てる社会を目指してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。子どもの成長において、義務教育期間の9年間、その時間の多くを過ごす学校での教育は非常に重要な時間となることは言うまでもないと思います。どのような教育が展開されているのか、取手市の教育にこういった特色や強みがあるのかは、これから子どもを持つことを考える方にとっては大きな関心事項であり、教育の質の高さは町の魅力の一つとなり得ると思います。

それでは次に、こども計画において教育はどのような位置づけとなっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、佐藤睦子さん。

○福祉部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。議員の御質問にございましたとおり、義務教育期間は、子どもたちが社会で生きていくために必要な基礎的な知識や能力を身につけていくために重要であると認識しております。少子化が進む中で社会経済活動

の生産性を高めるためには、基礎的な知識や能力に加え、思考力や判断力・表現力などを身につけ、主体的に学び、自ら課題を見つけて解決する力を養うことがますます求められていくことと考えております。グローバル化・情報化・技術革新が急速に進み、変化の激しい時代の中で未来を生き抜く力をつけるための人としての総合力を身につける教育を提供するため、こども計画においても「健全で安心な子育てを支える」を目指す未来の一つに掲げ、子どもの居場所や価値ある体験の提供、子どもたちが安全に暮らせる環境づくり、個性を育む教育の提供などの方向性を示しております。本市の教育を一つの魅力として捉え、子育て世代に選んでいただけるよう内容を充実させるとともに、取組の効果的な発信を進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） ありがとうございます。ここまで、こども計画における結婚・出産・子育て・教育など、ライフステージに沿ってどのような考え方で整理されているのか伺いました。このこども計画については、当事者との対話を大切にしていくことを掲げられておりますが、今後も、若者や子育て世代のニーズを的確に把握し、そうした声にできるだけタイムリーに応え、新たな取組も進めていただきたいと思います。そうした意味で、先日、東京都が10月から無痛分娩費用の補助を行うという報道がございました。本市においても、出生数が減少している中で、出産を前向きに考えていただけるための施策として有効ではないかなと思います。本市の出生数の動向と併せて、この無痛分娩費用の補助に関する取手市の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 関川議員の御質問にご答弁申し上げます。本市の出生数の状況と、東京都が行う無痛分娩費用補助に関して、市の捉え方といった御質問であると思っておりますが、まずは本市の出生数の状況についてお答えいたします。先ほど議員からも御説明いただいたとおり、藤代町との合併以降の平成18年の816人、これがピークでありました。それから年々出生数は減少しておりまして、コロナ禍の影響などもあり、昨年の出生数は502人まで減少しております。そのような中であって出生数を確保していくためには、肉体的そして精神的・経済的に、子どもを産む方に寄り添ったサポートが必要である、そのように考えております。東京都が行うことを予定している——東京都が行うことを予定しています無痛分娩費用の補助についても、そうしたサポートの一つになる可能性があるかと認識はしておるところでございます。無痛分娩の需要自体は、日本産婦人科医会の調査によれば、年々増加傾向にあるものの、地域的な偏りもあるということが分かっております。本市における需要や近隣の産院の無痛分娩に対する受入れ体制なども、まずは現状としてしっかりと把握した上で前向きに検討していきたい、そのように考えています。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） 市長、答弁ありがとうございます。最近、私の周りにも無痛分娩を行う方が多くなってきました。傾向的に言うと、2人目以降に行う方が多いようです。また、無痛分娩を選択されない多くの方は、経済的な理由が多いということが現状でございます。東京都がこのたび行ったアンケートでは、無痛分娩を行いたいという方が、およそ6割——生まれる方の全部の6割、実際に選択された方が1割という結果だったそうです。取手市の現状はどうあるのか、また無痛分娩を選択していない理由は何なのか。先ほど市長の答弁にもありましたが、これを把握することから始めていただきたいと思います。今回の質問に当たり、私自身も無痛分娩のメリット・デメリットを改めて調べさせていただきました。

無痛分娩は、陣痛の痛みを大幅に軽減することで出産時のストレスを軽減し、リラックスして出産に挑むことができるなどのほか、体力が温存されることで産後の回復が早まるなどのメリットがあるとされています。出産に対する満足感が高まることで、その後の育児に対して前向きに取り組むことができ、さらには、もう一人産んでみようという気持ちにつながることは、少子化対策としても有効に作用する可能性があると思われます。一方で、麻酔科医や産婦人科医など医師不足が叫ばれる中で、無痛分娩の需要に応えることができるかなどの課題もあると考えます。また、合併症等のリスクも考えられることから、メリットとデメリットのバランスを見極める必要があるかと思います。取手市としては、市独自の無痛分娩補助金について、検討の余地はあるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。今、関川議員がおっしゃってくださったとおり、メリット・デメリット、それぞれしっかり考えていかなければいけないと思っております。先ほど市長の答弁の中でもありましたとおり、前向きに検討していくということで市長も答弁してくださいました。そのとおり、母体の肉体的・精神的な負担を軽減し——このメリットですね——その後の子育てや次の出産へ前向きな気持ちで臨める効果が期待されております。一方で、医療機関の受入れ体制が整っていないことや、分娩時間が長くなるなどの懸念もあるとされております。無痛分娩に対する補助制度を実装する場合には、市としてこの無痛分娩を推奨する立場ではなく、妊娠された方をはじめ、御家族と医療機関でインフォームド・コンセントがしっかりとなされた上でお産の方法を選択されるよう、御案内することが必要であると考えております。いずれにせよ、経済的な理由をはじめ、妊娠・出産やその後の子育てに対する様々な不安によって、子どもを持つことを諦める人が出ないように、無痛分娩に対する補助も含めまして、少子化対策となる施策を前向きに検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 関川 翔君。

○11 番（関川 翔君） 何回も「前向き」と言っていたき、ありがたく思っております。

〔笑う者あり〕

○11 番（関川 翔君） 待ったなしのところまで来ている少子化の課題について、新たなことに取り組む姿勢を見せることは、取手市が本気でこどもまんなか社会を目指していることをアピールすることにもつながると思います。そして、無痛分娩補助金制度が実現できれば、茨城県では初となる自治体の補助制度になると思います。そうなることで、取手市の少子化対策はもとより、出産から子育てに対し、他自治体にはないぐらいの細かい支援を行っている市ということで周知ができるかと思います。子育て支援は市にとって、10年後、20年後を見据えた大きな投資になるかもしれません。失敗を恐れたり、他の自治体の実績を待ったりせずに、他自治体に先駆けて、時にファーストペンギンになることも覚悟して、子育て世代を呼び込むための施策を検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、関川 翔君の質問を終わります。

13 時 10 分まで休憩いたします。

午後 0 時 02 分休憩

午後 1 時 10 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続いて、染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博でございます。質問前なんですけども、先日 23 日に茨城シクロクロス取手ステージが、小貝川リバーサイドパークにて開催されました。産業振興課の皆様にはいろいろ御協力いただきまして大変ありがとうございました。その中で、長塚議員のお嬢さんがレースに出場されまして、見事 6 位になりました。おめでとうございます。来年は優勝を目指していただければと思っておりますので、楽しみにしております。それでは、通告に従いまして質問に移ります。

耳で聴くハザードマップについてです。健常者と情報格差解消へ、視覚障がい者の方と晴眼者と同じ情報保障についてです。視覚障がい者や小さな文字が読めない高齢者にとって、情報入手は音声頼りです。そのような人たちを支援するため、印刷物やウェブサイトの文字情報をユニボイスと呼ばれる 2 次元コード——音声コードに変換するシステムがあります。音声コードは今や生活のインフラの役割を担っています。全国的に、例えば年金定期便や水道料金の検針票、国民健康保険医療費のお知らせなどに導入されています。また、音声コードの作成ソフトは自治体に無償貸与されており、この専用ソフトを使うと、自治体職員がワードで作成した文書を簡単に音声コードに変換できます。一つの紙媒体で、健常者も視覚障がい者も情報を共有でき、ユニバーサルデザインの印刷物になります。音声コードの添付は、単に便利という理由だけでなく、法律的な根拠によるものです。改正障害者差別解消法に基づき、事業者においても障がい者に対する合理的配慮の提供を義務化しています。行政機関などに関して、2016 年から合理的配慮が義務づけられているため、障がい者を守る法的義務の対応が急務です。さらに、障がい者の情報取得などを支援するための障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が 2022 年 5 月に施行されています。基本理念の一つに、障がいの有無にかかわらず「同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」と明記されるなど、健常者との情報格差の解消を目指しています。ただ、残念ながら、障がいの特性に応じたハザードマップの作成は自治体で進んでいない状況です。水防法によると、浸水推定区域にある市町村は、住民や滞在者への周知を目的として、ハザードマップの配布といった必要な措置を講じる義務があります。しかし、2021 年 6 月に国土交通省が実施したアンケートによると、障がいの特性に応じたハザードマップを作成している自治体は、作成中・検討中を含めて全体の 5.9%にとどまります。最近、線状降水帯に関するニュースなどでハザードマップの確認を促すアナウンスをよく聞きます。しかしハザードマップは、現在地と周辺のリスクの規模や範囲が色分けされ平面に表現された地図です。いわゆる、絵と一緒にするため、目が見えなかったり視野が狭かったり色彩が分からなかったりすると、その情報は活用できません。障がい者の皆さんからの、私たちもハザードマップを使用できるようにしてほしいとの要望を受けて、耳で聴くことのできるハザードマップアプリがあります。このアプリをダウンロードしてる方は、その地域でハザードマップを利用できるようになります。例えば、導入している富山県では、次のような実績があります。富山県において大雨警報が発表された際、公式ホームページで緊急情報を公開し、耳で聴くハザードマップは、当ホームページと同期して、そのお知らせをスマートフォンにプッシュ通知して、警報の詳細を音声で伝えました。ここでパワポ使いますんで移動させていただきます。

〔19 番 染谷和博君質問席に移動し資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） こちらが耳で聴くハザードマップの流れです。富山県の公式ホームページで緊急情報が発表されます。スマホにお知らせ、プッシュ通知が鳴ります。それで通知アイコンをタップと。この手順を踏んでいきますと、耳で聴くことができ、目の不自由な方でも情報を取ることができるというものです。

次に行かせていただきます。ちょっと動画がありますので、

〔19 番 染谷和博君 資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） すみません。今のようないろいろなバージョンがあります。これがそのチラシです。「事前に備えて！」って見えない人にも言えますか？」というチラシでございます。これはこのようなオプションがある——ありますよというチラシです。また、これが障がい者の方、当事者の方の声なんです。「昨年、ラジオから流れてきたのは「東日本大震災で亡くなった障害者の死亡率は、住民全体の死亡率の 2.5 倍とされています」という事実です。このことに私は、驚愕とともに大きな恐怖を感じました。災害に備え事前学習をしたくも、私の視力ではもう紙媒体のハザードマップを読むことが出来ません。これでは全く情報が得られないまま、災害時のことを思うと「障害者死亡率 2.5 倍」という現実が脳裏を過り、胸を締め付けられる思いです」というようなことを言われております。で、これが先ほど言いましたユニボイスですね、これは職員の皆さんよく御存じだと思います。そして、これがどういうものかということ、このようにしてユニボイスでいろいろな情報を手に入れることができるということです。「防災の事前学習から災害復興支援をカバー」する事前学習、そして災害時、復興、それに合わせた情報を出すことができます。そして障がい者を守る法的義務というのがございます。不当な差別的取扱いをしてはいけない、これは当然なんですけども、合理的配慮の提供、これはしなければいけないということなんです。これはもう自治体必ずしなきゃいけないことになっております。そして、この中にいろいろなアプリがありまして、これは耳で聴くハザードマップと防災アプリを連動させている。そしてこれは川の防災情報、これをプッシュ型ですね、洪水しそうだよとか、そういうのをプッシュ型で送ることができるということ。そして様々なアプリと連動することができております。

視覚障がい者に防災・災害情報を届けることは不可欠です。ただ、問題は県が導入しないと市町村で利用できないということです。県が導入すると県内の全ての市町村が無償で利用できるようになります。地域の視覚障がい者の皆さんが漏れなく利用できるようにしていただきたいと思います。取手市の対応をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、染谷議員の質問に答弁をさせていただきたいと思っております。災害時におけます情報提供、これは全ての市民に等しく伝えることが極めて重要でございます。特に避難に時間が必要な障がいの方——障がい者の方に、迅速な行動——避難行動ですとか適切な対応、これには特に欠かせない——必要であると認識しているところでございます。現在、取手市のほうのハザードマップの現状についてお話をさせていただきますと、主にいわゆる視覚情報に依存しているというようなところでございます。ただ昨年、国土地理院で公表しております、音声によってハザードマップの情報が取得できる「重ねるハザードマップ」について、市のホームページでの周知等を行っているところでございます。

また、現在の取手市のハザードマップにつきましても、今後、音声化を行い、出水期までにはホームページに公開できるように、今準備を進めているというところで、まずはできるところから進めさせていただいているというようなところでございます。今、染谷議員のほうから市の考えというようなことでございました。耳で聴くハザードマップは、ただいま先ほど紹介ございましたように、音声コードで読み取るアプリに実装されているという、いわゆる総合防災コンテンツでございます。御紹介ありましたとおり、災害リスクの情報ですとか最寄りの避難所の情報、それから気象情報、警報ですとか注意報など、こ

ういったものも音声で読み上げ、いつでもどこでも防災情報を知ることができるツールでありまして、視覚障がい者に限らず、小さな文字が読みにくい、例えば高齢者の方ですとか、あるいは多言語対応もしているというようなところもございますので、外国人に対しても有効な情報伝達手段であるというようなところで認識しているところでございます。

先ほど御紹介ありましたとおり、こちら耳で聴くハザードマップの導入につきましては、昨年6月——失礼しました。昨年の第3回定例会におきまして落合議員のほうから質問をいただきまして、調査検討を行ってまいりました。こちらは導入単位——先ほど御紹介ございましたが、都道府県あるいは政令指定都市、東京23区に限られているというようなところでございますので、市単独では導入ができない状況でございます。そういう状況でございますので、茨城県に対して導入について要望していければなというところで考えているところでございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうですね、茨城県が導入しないと導入させてくれないと。僕も電話して確認したんですけど、こればかりは駄目だということで。ぜひとも茨城県が今年度予算で導入というのをまだ聞いてませんので——そんな大きな金額じゃありませんので、いつ導入できてもいいように、しっかり研究をしておいてほしいなというふうに思っております。以上です。次に行きます。

次に、EVシェアリングサービスについて、お伺いいたします。自治体の公用車のシェアリングサービスについてです。自治体の公用車を活用した電気自動車EVのシェアリングは、環境負担の低減や地域交通の充実、災害対策につながる取組として全国で広がっています。カーシェアとは、特定の車を共同使用するサービスのことです。仕組みはレンタカーと似ていますが、会員制であること、無人ステーションで借りられることなどの違いがあります。民間事業者により全国に拡大したカーシェアサービスですが、近年、地方自治体による公用車を活用したEVカーシェアの取組が広がっています。公用車を活用したEVカーシェアとは、平日は自治体において公用車として使用されるEVを、休日は地域住民や観光客などに貸し出すサービスです。2023年には、福島県白河市や千葉県市川市、群馬県、山口県山口市などが公用車を活用したEVカーシェア事業の開始を発表しており、全国的に取組が広がっています。公用車を活用したEVカーシェアが普及している背景の一つに、脱炭素の動きが世界中に加速していることがあります。日本政府は、2020年に、2050年カーボンニュートラルに挑戦することを発表しており、全国の自治体では公用車を環境に配慮したEVに交換する動きがあります。これに伴い、市民のEVへの理解を深めたり、環境への意識を向上させる目的の下、EV公用車のシェアリングも増えています。EV公用車のカーシェアには、地域交通の充実や災害対策において注目されています。EV公用車を休日に住民や観光客へ貸し出すことで、公共交通機関の少ない地域の交通手段としても活用できます。切替えをお願いします。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） これが、EVシェアを締結している——右のような形で、普通の駐車場に置いてある、そのぐらいの形です。こんなものができれば最高なんですけども、これはかなり厳しいと思いますので、そこまでは全く要求はしておりません。それでは、取手市の考え方をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○**財政部長（田中英樹君）** それでは、染谷議員の御質問に答弁いたします。現在、取手市の公用車はリース契約している車両、それから購入車両及び一部寄贈された車両で運用しており、日々多様な業務で使用されております。今回、染谷議員の一般質問の通告を受けまして、公用車へのEVカーシェアリング導入について検討をする機会を得ました。カーシェアリングとは、登録会員間で車を共同利用するサービスで、スマートフォン一つで予約から返却まで手軽に行えるという点。また、15分単位など短時間から車を借りられるという手軽さがあります。家族や友人の送迎、買物などのちょっとした用事に多く活用されており、現在、取手駅の周辺にも民間事業者が複数設置・運営しているということは承知しております。今回の御質問は、このカーシェアリングサービスを市の公用車に導入してはどうかということでございます。公用車を活用したEVカーシェアリング事業は、大きく分類すると2種類の事業形態があります。1つは先ほど染谷議員からありました、平日は自治体の公用車として使用しているEV車を、閉庁時には地域住民や観光客に有料で貸し出すというもの。2つ目は、市役所の職員及び地域住民や観光客が空いている時間であればいつでも利用できるという、既存の民間事業者が設置している車をカーシェアリングするというものでございます。

近年、先ほど御紹介ありましたが、公用車を活用したEVカーシェアリングの取組というのが全国で広がりつつありまして、地域社会の脱炭素化や地域交通の充実、災害時の蓄電池としての活用がなされているところでございます。このカーシェアリング事業を導入するには、自治体単独での事業展開は大変困難であるため、協力していただける民間事業者の参入が不可欠というふうに考えております。また、民間事業者側にも利益確保というメリットが必要なことから、利用頻度が一定程度見込めない施設での民間事業者の参入というのは難しいというふうに思われます。そのため導入した自治体では、実証実験やプロポーザルなどを経て、民間事業者と協議検討し、導入に至っているという状況でございます。取手市は、令和2年8月3日に取手市気候非常事態宣言を表明しておりますので、地域社会の脱炭素化を目指し、今後、公用車を活用したEVカーシェアリング事業の導入について、可能なのか否なのか、サウンディング調査を実施していくなど、民間事業者と協議をしていきたいというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○**議長（岩澤 信君）** 染谷和博君。

○**19番（染谷和博君）** ありがとうございます。いろいろこれから検討していただけるということです。なかなか——本当にじゃあ取手市役所に置いて、借りてくれる人がいるのかというと、ちょっと厳しい感じがいたしまして。取手市内にある施設の中では、一番思い当たるのは西口のウェルネスプラザとか、あの辺であればさすがに需要はあるのかなというふうに思いますので、その辺もよく検討していただければというふうに思っております。

そして、2番目に移ります。カーシェア導入による経費の削減についてです。なかなか、これを導入したからといって、いきなり公用車の台数を半分にできるとか、そういうわけでもないでしょうし、これで本当にどの程度削減できるかというのは難しい問題かもしれませんが、削減がどの程度できるか、お伺いいたします。

○**議長（岩澤 信君）** 管財課長、丸山 博君。

○**管財課長（丸山 博君）** それではお答えいたします。カーシェアリングの導入につきましての経費削減についてですが、先ほど染谷議員から御紹介がございましたが、市川市が市民へのEV普及促進及び公用車の脱炭素化に向けて、令和5年度よりEV等のカーシェアリング事業を実施しております。市川市役所第1庁舎駐車場は3つの駅に近いという

こともあり、民間事業者が市役所の駐車場を有料駐車場として24時間管理運営しております。ただ、来庁された方は無料ということでございます。既存の市役所駐車場にシェアリングスペースを3台分確保し、EV等々、充電設備を当該事業者が設置し事業を実施しているものでございます。市役所職員が公用車として使用する際も、一般利用者と同額の利用料金を支払うことになります。この公用車EVカーシェアリング事業は、各自治体が設置場所の立地や環境資源等の条件により収益が異なるため、民間事業者と様々な条件で契約を締結しておりますので、具体的な経費削減率や金額等は示すことはできませんが、利用頻度が明らかに少ない公用車に対しては、リース等による車両を維持管理するよりも、カーシェアリング導入の効果があると思っています。その部分を含めまして、今後調査をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） そうですね、詳しい調査をしないと今後どうなるかは全く分からないと思いますが、しっかり調査していただきまして、もし取手市にとって有用であれば、それを進めていっていただきたいと思います。取手市も、先ほどありましたように、気候非常事態宣言をした——茨城県で最初でしたっけ——した都市でございますので、積極的に進めていっていただきたいというふうに思っております。

それでは最後に、動く蓄電池としてのEVの活用についてです。災害時など電力の——電力の供給が逼迫した際には、EVの電力供給機能を活用することも可能です。災害などの要因によって、電気、ガス、水道などのライフラインが途絶えた場合、電気自動車是一般家庭や避難所への電源供給にも利用することができます。40キロワット、62キロワットのバッテリーを搭載している日産リーフは、一般家庭の約2日から4日分の電力を蓄えます。電気自動車は移動することができるので、EVを所有している家庭だけでなく、電力が不足している地域まで移動して電力を供給することもできます。住民や企業が持つEVを活用する事例もあります。既にEVを所有している人や企業に、災害時の電力供給のボランティアを呼びかけている自治体もあります。鳥取県では、とっとりEV協力隊制度を設けて、EV電気自動車、プラグインハイブリッド・燃料電池自動車を持つ県内在住者や市内在住者に所属する企業にあらかじめ登録してもらい、災害による停電時やイベントにおける電気の供給をしてもらうことを呼びかけています。とっとりEV協力隊制度は、鳥取県から依頼があった場合、避難所やイベント会場に対象となるEV等の車両で駆けつけ、給電活動を行うものです。参集及び給電に際した電気代相当は鳥取県が負担します。これまで県内のイルミネーションイベントや停電時を想定した防災訓練などで利用されております。取手市としての考えをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。動く蓄電池としての災害時のEV活用についてでございますけれども、2019年の令和元年房総半島台風15号では、千葉県では1週間近く停電が続きまして、長時間の被害が発生しました。その際、自動車メーカー各社は電気自動車を派遣し、電源供給に貢献しております。具体的には、携帯電話の充電、家電製品の動作や夜間照明、地下水のくみ上げポンプなどの用途で使用されたという事例がございました。市が購入しております日産リーフを例に取りますと、車載に**掲載？搭載？**されておりますUSB端子から、携帯電話の充電が可能です。しかしながら、災害等による、その他の電源供給先として蓄電能力を活用するためには、車両とは別売りの可搬タイプのEVパワーコンディショナーが必要となります。このパワーコンディショナーを使用することで、先ほどのような、千葉県での事例のような使用が可能というふうになってまいります。避難所におけるEV車両による電源供給としては、災害の

規模や避難所の開設箇所にもよりますけれども、多くの車両が必要なケースもあることから、公用車のみでの対応というのは限りがあるかというふうに考えております。現在、取手市では災害時応援協定を締結している自動車メーカーのEV車両、こちらの支援ですとか、先ほど議員から御紹介のありました鳥取県でのEV協力隊、こういった制度、さらには民間企業が所有しているEV車両の支援など複数を組み合わせることで、一つの方策、そういったことも考えられるのかなというふうに思っております。いずれにしても、繰り返しになりますけれども、民間事業者のノウハウを調査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ぜひとも、いろいろ調査していただきまして、いざというときのために役立てていただきたい、そのように思っております。それでは、次に移らせていただきます。

デジタル市役所の取組について、お伺いします。政府が策定したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。スマートフォンの普及やAI技術などの進展、少子高齢化、SDGs（エスディーゼズ）の世界的な潮流など、社会環境が急速に変化する中、行政サービスを維持向上し、市民生活の質を高めていくため、各自治体ではDXの取組を進めています。市民がスマートフォンやパソコンを使って市役所の手続や情報取得を簡単に行えるようにする取組です。例えば、手続の申請や公共施設の予約、市民課の窓口混雑の状況などが確認できます。最近の動向としては、多くの自治体がデジタル技術を活用して行政サービスの効率化や住民の利便性向上を目指しています。また、総務省とデジタル庁が共同で自治体DXの推進計画を策定し、各自治体の取組状況を可視化するダッシュボードも公開されています。これにより、各自治体のDX推進条項を把握しやすくなっております。取手市の今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

副市長、伊藤 哲君。

〔副市長 伊藤 哲君登壇〕

○副市長（伊藤 哲君） 染谷議員の御質問に答弁をいたします。デジタル市役所というお尋ねでございました。デジタル技術を活用することで、これまで窓口への来庁が必要だった様々な手続を、庁舎に行かずにパソコンやスマートフォンなどからオンラインでできるようにしたり、行政内部の事務を効率化することによって行政サービスを向上させていくことが、これから求められる「行かない市役所」の形であると言えます。このことは、取手市役所デジタル庁舎といったイメージにつながるかと考えます。他自治体におきましても様々な手法でデジタル庁舎実現に向けて取り組んでいるところでございます。取手市としまして、新たな展開といたしまして、多くの方が利用されてますLINEを用いて、自宅や外出先で時間を問わず簡単便利にオンラインで様々な行政手続を行えることや、オンラインでの決済や個人宛てのお知らせを受け取ることができる、デジタル市役所の実現に向けて動き始めたところでございます。詳細につきましては、担当部長より答弁をさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、副市長の補足答弁をさせていただきたいと思いま

す。当市におきましては、令和5年度から、情報管理課内にデジタル化推進室を設置し、デジタル技術の活用による行政サービスの向上ですとか、業務の効率化に取り組んでまいりました。これまでの主な取組といたしましては、窓口のキャッシュレス決済の導入ですとか、書かない窓口の実現といたしまして、引っ越しに関する届出を窓口にて手書きでは書かずに、あらかじめスマートフォンなどで作成できるシステムの導入などを行ってまいりました。また、市全体といたしましては、昨年の11月から始まっておりますけども、令和7年度からの保育所等の利用申込みのオンライン化、それから今年1月からの母子手帳アプリの導入など、市民の方がより便利になるデジタル化の取組を各部署で進めているというような状況でございます。今後はさらなるデジタル化の推進の取組としましては、先ほど副市長答弁にもありましたが、LINEを活用して様々な手続きがオンラインでできるデジタル市役所へ向けて、まず検討を進めているというようなところでございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ありがとうございます。LINEを使ってということなんですけども、具体的にはどのような感じのイメージなんですか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。LINEを用いて各種手続・申請手続等を行えるような取組を進めているところでございます。こちらにつきましては、LINEを使われない方とかスマートフォンをお持ちでない方も含めて、公民館等にもインターネット環境を配備——整備して、そちらでフォローをしつつ、行かずに様々な申請ができるシステムというものを今、検討を進めているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 具体的にはいつ頃までに整備する予定でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。現在、新しい交付金の申請をさせていただいているところでございます。これが採択されましたらば、新年度に補正予算を計上させていただいて、議会の皆様の審議、議決をいただいて、来年の2月には本格導入に向けてというのが、今の現計画であるところでございます。支払い等がない、例えば研修会等の申込みといったようなものであれば、それよりも早く実装ができればいいなといったところでイメージをし、今、全庁での説明会等を行っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） ぜひとも早めに進めていただきたい、そのように思っております。それでは次に移ります。

デジタル通知元年についてです。2024年10月から郵便料金が値上げとなりました。行政からの通——行政から住民への通知やお知らせは、従来、郵便に大きく依存しており、郵便料金の値上げは、自治体の運営コストの増加に直結します。しかし、この状況を危機と捉えるだけでなく、むしろ郵送のデジタル化を進める好機として活用することも可能です。通常はがきが63円から85円になり、手紙の定型郵便物は2つの重量区分を50グラムまでに統合し、84円と94円が110円になります。全国の自治体は、市民に必要な情報を迅速かつ効果的に届けるため様々な方法を取り入れております。例えばメールでの通知——市民が登録したメールアドレスに対して重要な情報は通知を送信する。SNSでの通知——フェイスブックやLINEなどSNSを利用して対象者に情報を届けることが増えている。また、ショートメッセージサービスの通知——緊急情報や重要な通知をこちら

で送っております。あと公式ウェブサイトの通知——市の公式ウェブサイトに最新情報を掲載し、市民が自ら確認できるようにしています。また、アプリでの通知——市が提供する公式アプリを通じて通知を受け取ることができる。これらを組み合わせることで、市民にとって便利で分かりやすい情報提供が可能となっております。多くの自治体がデジタル通知を導入することで、郵便通知に代わる効果的な方法としています。メリットとして、迅速に送れる、そしてコストの削減、環境保護、そして追跡が容易などあります。デメリットとしては、高齢者やデジタル機器に使い慣れてない人にとっては、デジタル通知が使いにくいというような場合があります。あとセキュリティですね、個人情報の漏えいや不正アクセスのリスクが存在してしまいます。結果的には、デジタル通知は郵便通知に代わる効果的な方法で——工法です。しかし、全ての市民が利用しやすいように、デジタル通知と郵便通知を併用することが非常に重要になっております。幾つかの自治体がデジタル通知を実施しています。例えば焼津市では、x I D（クロス I D）アプリを利用したデジタル通知を導入しています。また千葉市では、SNSを活用したプッシュ型通信を行っております。これらの取組により、市民はスマートフォンなどのデジタルデバイスを通じて、迅速かつ効果的に情報を受けることができます。ほかにも多くの自治体が同様の取組を進めております。取手市の取組をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務課長、松崎 剛君。

○総務課長（松崎 剛君） それでは、染谷議員の御質問にお答えいたします。令和6年10月1日に郵便料金のほうの改定がありまして、郵便物の種類・重量によって異なりますけれども、おおむね3割程度の引上げがされております。このため、総務課所管の郵便物につきましても料金不足が見込まれたために、令和6年第4回の市議会定例会におきまして、130万円の補正予算を可決いただいたところでございます。令和7年度当初予算におきましても、対前年度から約250万円程度増額で計上しているところでございまして、郵便料金の削減の必要性、こちら十分認識しているところでございます。

まず、削減という点から、現在取組ができるところからということで、今現在、同一種類・同一重量帯の郵便物を100通以上、同一区内に発送する際の適用される割引制度であったり、メール便の活用、また県庁に送付する各課からの郵便物につきましても、総務課で一度集めまして、県庁に出張する職員に直接持ち込んでいただくなど、料金的なものの削減の手法を今現在対応しているところでございます。

今後の取組というところで、先ほど議員のほうからもお話がありましたけれども、各課から発送する通知文につきましても、郵便料金というところだけでなく、封入・封緘であったり、送付までのプロセス、その過程でコストも生じているというところもございまして、そういった点から、やはりEメールであったりLINE等の代替の方法によりまして対応が可能かどうか、そういったところを各課で検討して経費削減につなげていく、そういった意識づけを全庁的にしていくことがまず大切だなと考えております。また、先ほども紹介がありましたけれども、他市町村の事例で、住民にこれまで郵送でお知らせしていた通知を、住民がマイナンバーカード等の公的認証を利用したアプリケーションを通しまして、スマートフォンで受け取れる電子サービス等も導入している事例もございまして、各種申請・承認等に係る通知等のデジタル化によりまして、郵便料金の削減も期待できるところでございますし、これらの機能を、先ほども答弁がありました、オンラインでできるデジタル市役所の中で実現できる部分もあると考えております。市としましても、郵便料金の削減の課題解決の側面からも、しっかりと先進の事例を研究調査して進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 郵便料金の削減というところもあるんですけども、これ、送った相手に確実に届けるというのは書留ですね、簡易書留とかよく市役所使っておりますが、ただ、それでも相手が封を開けたかどうか分からない。確認してるかどうか分からない。市からの通知、お知らせを含め相手に伝えるまでを考えると、デジタルというのは相手が開けたかどうか分かりますので、非常に有効だと思うんですが、その辺からの視点のデジタル化というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務課長、松崎 剛君。

○総務課長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。議員からお話あったとおり、実際に郵便——今の現在の郵便ポストにつきましては、いろんなチラシなんかも投入されたりして、なかなか、我々がお送りした郵便物となかなか区別がつかないというところがあって、見落としてしまうという物理的なところが確かにあるというところだと思います。そういった側面から考えましても、そういったデジタル技術によって実際の到着が確認できる、そういったものはかなり有効なところであると思いますので、先ほども申し上げましたけども、先進事例を研究してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） なかなか——やはり僕の知り合いもアパートを経営してまして、そのところに行くと、入ってる方なんですけど若い方なんですよね、もう郵便受けがいつもいっぱい、「この人いないの」と言うのと、「いるんだけど取らないんだよ」という人、結構いらっしゃいますので、やはりそういう意味ではデジタル有効なのかなと思いますので、ぜひとも研究していただきたいと思います。それでは次に移らせていただきます。

高齢者のデジタルディバイドへの配慮についてです。高齢社会の進展とデジタル化の加速により、高齢者のデジタルディバイドが深刻な社会問題となっています。2024 年現在で、日本の高齢——65 歳以上の人口は全人口の約 29%を占め、その多くがデジタル技術の活用課題を抱えています。一方で、セルフレジの導入など、社会のデジタル化は加速の一途をたどっており、高齢者の日常生活における不便さが増大しております。例えば、災害発災時に迅速な情報が必要ですが、高齢者が携帯等を使えず、重要な情報を見逃す可能性が高く、避難が遅れ、危険な状態に陥ることがあります。また、オンラインでの支援申請や救助要請ができないため、必要な支援を受けられなかったり、SNS やメッセージアプリが使えないことで、家族や友人と連絡が取れず孤立することもあります。高齢者の中にはデジタル機器の操作に不安を感じる人が多いのも実情です。そこで、デジタル教育が大切になってまいります。取手市としてどのような対応しているか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。取手市といたしましては、デジタルディバイドの解消という意味で、携帯電話ショップ事業者さんの御協力をいただいて、スマートフォン教室を開催をさせていただいております。今年度は、今まで開催していなかった地区公民館を中心に、10 回以上で約 290 名の方に御参加をいただいたところでございます。また、自治会や自主防災会、公民館の女性学級など、そういった団体さんから御依頼をいただいたところへ出向いて、講座、教室、こういったものも安全安心対策課だったり協力しながら開催をしているところ、さらに前年度からは「よろず相談」ということで、市主催のイベントで、私どもの情報管理課職員と高齢福祉課の職員と安全安心対策の職員とで個別の御相談に乗って、一つでも便利に使っていただく、こういった取組を進めているところでございます。先ほど副市長から御答弁がありまして、LINE を活用したというところでのデジタルの申請等の幅を広げていきたいというところで進めて

おります。スマートフォン教室をやっていると、ほとんどの方がLINEを使われているというのを肌で感じているところでありますので、そのシステムをより有効に活用ができるような取組を、これから進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） いろいろなことをやっていただいている、たしか視覚障がい者の方のやつもやっていただいたというふうに記憶しております。先日、移送ボランティアをしておりまして、高齢者の方、連絡取り合うのに御自宅の電話番号だったんで珍しいなと思ってお聞きしたら、「もうガラケーが使えなくなって私はスマホを諦めてる」と言うんですね。「いや、そんなことないよ、今教えてもらえばいいんだよ」と言ったんですけども、足があまりよくないんで外出もできないから駄目だという——諦めている高齢者の方も多いんですね。確かに私も思い出すと、ガラケーからスマホに変えたとき、最初、使い方分からなくて非常に困ったんですけども、教えていただければ、本当にスマホのほうが簡単だなと、今さらガラケーに戻れないという気持ちがありますので、ぜひともそういう方も忘れずに、何らかの方法で救っていただけるような方法を考えていただければ思っております。何かありますか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。今、染谷議員からありましたガラケーの問題なんですが、3Gといわれる通信が、現在はNTTドコモ社さんの携帯電話のみとなっております。これが来年3月31日で停波するというような形で発表されております。そうしますと現在、3G回線のみガラケーをお使いの方というのが、スマートフォンに移行する、もしくはそういった通信機器を持たなくなるといった状況が想定されます——というのが来年の3月見込まれておりますので、そこに向けても何か市としてできることがないかというものは、これから研究検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それではよろしく願いいたします。次に移らせていただきます。

よかったです、15分残りまして。先ほどあんまり時間なくなると答弁なくなっちゃうかなと思ひまして、次の取手駅西口A街区についてでございます。市街地再開発スケジュールについてお伺いいたします。映していただいてよろしいですか。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これ、この間の全協で配られたスケジュールです。丸々1年遅れるというような感じになっております。A街区の市街地再開発事業が都市計画決定の手続を停止しました。かなり厳しい状況ではないかと認識しております。今後、先ほどありました——投影しましたスケジュールもありますけれども、具体的なスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。2月14日の全員協議会で御報告をさせていただきましたとおり、取手駅西口A街区におきましては、再開発準備組合が市街地再開発事業の実現に向けた作業を進めているところでございますが、一部地権者が再開発事業へ参加しない旨の意向を準備組合に対して示したことによりまして、再開発事業の施行区域が変更となる見込みとなりました。再開発事業の

施行予定区域が変更となる場合には、都市計画法上、市がこれまで進めてきた都市計画決定手続を再度やり直さなければならないことになることから、準備組合から市に対しまして、これまで進めてきた都市計画決定手続を停止してほしいという旨の依頼がなされたところでございまして、市としましてはこれを受けまして、都市計画決定手続を現在停止しているというところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、市としましては準備組合の意向を受けまして、施行予定区域が変更となった場合には、都市計画決定手続をやり直す方針としたいと考えておりまして、こうした場合、都市計画決定の時期が1年程度後ろ倒しとなる見込みとなることから、令和8年当初を目標として、都市計画決定を目指すこととなります。都市計画決定が後ろ倒しとなる場合には、再開発本組合の設立時期や権利変換計画の認可時期、そして工事の実施時期などにつきましても、連動して後ろ倒しとなることから、令和11年度に予定していた開業時期が約1年程度後ろ倒しとなる見込みとなります。現在、準備組合におきましては、施行予定区域の変更を見据えた事業計画の見直し作業に着手しておりまして、様々な協議・調整作業を行っている状況でございまして、各地権者の最終的な参加意向が決定すれば、再開発事業の施行区域が確定をするということとなります。再開発事業の施行予定区域が変更となるという場合におきましては、変更前の施行予定区域に関して、都市計画決定まで至っていないことから、既に決定済みの都市計画の変更という扱いではなく、新たな施行予定区域について、都市計画の新規決定を行うということになります。そのため、公聴会や県との協議、法定縦覧、都市計画審議——市都市計画審議会への付議といった手続を最初から行うこととなることから、都市計画決定手続に着手してから都市計画決定までは約1年弱程度の期間を要することが想定をされます。いずれにいたしましても、都市計画決定手続をやり直す場合には、県とも綿密に協議し、関係法令に基づいて手続に遺漏のないよう適切に今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 区域が少し小さくなるということで、全ての手続やり直しということなんですけども、具体的には、今、先ほどから請願が出ていろいろ話し合っておりますが、図書館を核にした施設ということなんですけども、そこにおいての変わりはないんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。図書館を核とした複合公共施設、こちらにつきましても、基本的には再開発本体のスケジュールと併せて基本構想の策定を進めているという状況でございますので、現在、基本構想の策定につきましても停止をしているという状況でございます。再開発事業の施行区域が変更となり、施設計画——施設計画が変更となった場合には、複合公共施設の入るワンプレートの大きさなども変更となる可能性もあることから、複合公共施設の基本構想の内容につきましても、再開発本体の内容に合わせて修正をするという可能性もございます。いずれにいたしましても、都市計画決定が1年弱後ろ倒しになるということから、そのスケジュールに合わせまして再開発基本——複合公共施設の基本構想の策定も、引き続き進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ちょっと分かりにくかったんですけど、図書館を核にした複合施設ということではなく、またそこも一から見直しということよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。この複合——図書館を核とした複合公共施設の整備方針ということについては、現在、いささか変更はございません。ですので、課長が申し上げた本体——再開発事業本体の計画に合わせながら、この基本構想、基本計画といったこの一連の検討作業については変わらずに進めていくと。ただ、建物が変わってきますれば、いろいろ面積でありますとか、配置の計画、諸室は幾つ必要なのか、そういうところは変更をしてくる可能性もございますので、その辺は本体の建物計画を見据えながら、修正をしながら進めていきたいというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） あまり規模が小さくなると、できてみたら、まさか今の取手図書館より小さいなんてことはあり得ないと思うんですけども——そんなこともちょっと心配になるんですけども。かなりの部分が減った、また計画を今、立て直さなきゃいけないということになって、今目指してるものは、大体造れると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えいたします。基本的なコンセプトは変えずに、やはり肝となるものは、本体の建物を新たに変更となった区域の中でどのように配置するか、計画をしていくかというところが一番肝要なところだと思います。ですので、基本的には施行面積が変わることにはなりますけれども、最大限、今現在まで歩んできたこの計画に近い形でできればいいなというところで、その辺は、建物の計画、これによって様々に選択肢が出てくるかなというところで今考えてます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） これ計画1年遅れるということで、地権者の皆さんも、もう換地されてますんで税金払っていただいているということで、非常にこれ厳しいんじゃないかなと思うんですけども、その間の土地利用みたいというのはできるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。確かに都市計画決定が1年遅れまして、それに伴いまして権利変換計画の認可であったり、また工事着手というところも1年ずつ遅れるということになります。そうしますと、工事着手まで——先ほどスクリーンに投影していただきましたけども、約3年程度を見込まれるということになります。その間につきましても、区画整理におきまして既に仮換地の使用収益が開始されているという状況でございますので、議員おっしゃるとおり、固定資産税と都市計画税がかかってまいるということでございます。その3年間——工事着手までの3年間、どういった土地利用をして、その税金相当分の収益を上げるのかといったところにつきましては、準備組合のほうで、現在、暫定的な土地利用、どういったものができるのかというところを、全体として考えるべきなのか、それとも個人で考えるべきなのかというところも含めまして、現在検討しているというところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 延びるということは非常に大変なことになる。ましてや今、建築費の高騰等もありますので、なるべく早く進めていただきたいと思っております。

次に、市街地再開発事業の補助金についてです。映していただきまして。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これもこの間の全協のこっちですね。ゼロ、ゼロ、ゼロと、見事にゼロになっておりますけれども、この補助金についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。補助金につきましても議員全員協議会におきまして御説明をさせていただいたとおり、令和6年度の当初予算において計上しておりました、市から準備組合に対して交付予定でありました再開発補助金、1億990万につきましては、準備組合が事業計画作成及び建築設計に要する費用に充てる予定でありましたが、都市計画決定後でないと執行が不可能であるということから、交付を行わないこととしたため、予算を全額減額補正することとし、今議会に上程をさせていただいております。市が準備組合に交付する再開発事業補助金につきましては、基本的には、その2分の1の額について、市が国から国庫補助金の交付を受けることとなっております。そのため、今回、市から準備組合に補助金を交付しないことに伴いまして、市から国に対する国庫補助金の交付要望についても取下げをしております。市から国に対して国庫補助金の交付要望を取り下げた状況であることから、今後、時期は未定であります。準備組合における再開発事業の進捗状況に応じまして、市が国から国庫補助金の交付を受けることができるよう、市が活用できそうな様々な補助制度を調査研究した上で、県や国と連携を密にし、必要に応じて協議や調整などを行いまして、県や国との良好な関係を継続して維持できるよう努めてまいりたい、そういうふうに考えてございます。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 染谷和博君。

○**19番（染谷和博君）** 補助金がないとなかなか厳しい事業というふうに思うんですけども、一度もらうことが決まっていた補助金を返しました、またください——そんなに簡単に通じるものなのでしょうか。

○**議長（岩澤 信君）** 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。確かに今回、国庫補助金が執行できないという状況から、県内で取手市の補助金分を……

〔チャイム音〕

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** （続）執行していただきたく調整をさせていただいた結果、県内の市町村のほうで、取手市分の補助金を執行していただいたということになってございます。そういった中で、今後事業の進捗に応じまして、再度補助金のほうを国に交付していただけるよう調整をしてまいります。補助金のメニューも、社会資本整備総合交付金や防災安全交付金など様々なメニューがございます。そのときに、必要に応じてどの補助金が活用できるのか、国や県ともしっかり協議・調整を行いながら、活用できる補助金を選択してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 染谷和博君。

○**19番（染谷和博君）** なかなか——うちの全く勝手な都合でお断りしているわけですので、非常に何か厳しいんじゃないかなというふうな気がするんですが、それでも何らか違う形の補助金を考えてということは、不可能でなく可能であるということよろしいのでしょうか。

○**議長（岩澤 信君）** 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○**中心市街地整備課長（中村有幸君）** お答えさせていただきます。確かに今回、取手市のほうで使えないと、準備組合で執行できないということになりましたので、——執行ができなくなりましたが、今後、補助金のメニュー、多岐にわたっております。そういった中で国のほうの重点的な配分をしているような補助メニューもございますので、そういったところが活用できないか、国県などとも調整をしながら、最善を尽くしていきたいというふうに考えております。以上です。

○**議長（岩澤 信君）** 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ぜひともいろいろ考えていただいて、最善の策でやっていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。
続いて、海東一弘君。

〔7 番 海東一弘君登壇〕

○7 番（海東一弘君） 創和会の海東でございます。よろしくお願い申し上げます。児童生徒のコミュニケーション力を高める取組につきまして、質問させていただきます。まず初めにお尋ねしたい内容が、義務教育を受ける児童生徒のコミュニケーション力を高める意義についてでございます。今のこの時代は、人は誰かと関わり合いながら生きていくものと思っております。当然と言えば当然でありますけれども、そのような中でコミュニケーションというのはとても大切と考えておりますが、それと同時に、とても難しい一面もあるものと考えております。近年、子どものコミュニケーション力が低下しているという内容を目にしております。その現状が気になります。その内容にもありましたが、デジタル技術などの発展に伴いまして、これまで対話で行ってきたことが、今やメールや SNS などにおいて完結するということを考えますと、これまでのような対話型でのコミュニケーションは子どもたちに取りましても大きな影響が及ぶと考えます。まだこの世の中でのコミュニケーションは、誰かと関わってお話をしたり、お話を聞いたり、対話型の形が日常と思っておりますため、子どもたちのコミュニケーション力低下は危惧しなければならないと考えております。学校教育におきましても、コミュニケーションにつきましても、勉強・学習などが進められていることと思います。児童生徒たちがコミュニケーションというものを学んで、その能力を育成して高めていく意義というのはどのようなものでしょうか。まず、こちらの点につきましてお尋ねいたします。よろしくお願い申し上げます。

〔7 番 海東一弘君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。
教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 海東議員の御質問にお答えいたします。児童生徒がコミュニケーション力を高めることは、現代社会において非常に重要な意義を持っていると考えます。コミュニケーション力は他者との協力や意思疎通を円滑にするための基礎であり、社会性や人間関係の構築に不可欠です。特に、多様な価値観や文化が共存する現代においては、異なる背景を持つ人々と理解し合い協力する力が求められます。また、コミュニケーション力は将来の職業選択やキャリア形成にも大きな影響を与えるため、相手意識、目的意識、傾聴、協働などの観点において、早期から育成することが重要であると考えているところです。こうした中、取手市では小中学生を対象としたプレゼンテーションフォーラムを開催し、コミュニケーション力の向上を図っています。SDGs（エスディージーズ）や市の取組について自分たちで課題を見つけ、調べ、まとめ、意見や提言を聞く者に訴えかける取組です。今年は2月7日に行われましたけれども、4年目を迎え、子どもたちのコミュニケーション力が年々向上しているところ——向上していることを実感したところでございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7 番（海東一弘君） ありがとうございました。低下しているというところではなく、向上しているというお話を聞きましたので、様々な取組などが進められているものと、そのように受け止めさせていただきました。十分な教育を享受されていまして、ただいま

教育長よりお話しいただきましたけれども、向上しているということでありましたけれども、このコミュニケーションに関わります領域はとても難しく、課題などもあるかと考えております。これまで仲の良いお友達同士が突如としてお話をしなくなったりですか、コミュニケーションを取らなくなってしまったとの声なども聞かれます。

次の質問ですが、現状としましてはコミュニケーションにおける課題などにつきまして、教育委員会のほうではどのように捉えていますでしょうか、こちらの点につきましてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 海東議員の御質問に答弁させていただきます。取手市における児童生徒におけるコミュニケーションの課題として3つがあるかと今感じております。1つとしては、コミュニケーション能力の未発達です。自分の考えや気持ちを的確に伝えたり、言葉の選び方——選び方や言い回しを工夫したりする力が未熟なことが挙げられます。2つ目としましては、インターネットやSNSの普及により、相手の表情やニュアンスが伝わりにくいため、表面的なコミュニケーションに終始走りがちになると、そういったことです。3つ目としましては、多様性への理解不足が挙げられます。外国人や異なる文化を持つ人、いろいろな生活の人がいることへの理解が不足して、一方的な思い込みなどにより円滑なコミュニケーションが行えないと、そういった3つの課題があると感じております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。ただいま課題などをお話ししていただきました。ただいま井橋部長のお話の中に、言葉の選び方ということでお話をいただきましたけれども、やはりこの言葉の選び方というのは非常に難しいと考えております。こちらはそのようなつもりで話をしたつもりで——ことではないけれども、相手の受け取り方に取りましては、こちらのほうの思いとは裏腹な受け止め方をされたりですか、あと最近メールなども普及しておりまして、やはり言葉の選び方というのは非常に難しいなと考えております。あまり考え過ぎてしまって、昔の江戸時代の人間かというふうな思われるぐらい、「申し上げます」とか「奉ります」ぐらいの、そういったことをメールなどで書いてしまうんですけども……

〔笑う者あり〕

○7番（海東一弘君） （続）非常に難しいところと考えておりまして、そういったところも考えてやられてるなというふうに、そのように受け止めさせていただいたところでございます。

そのような課題などを解決するためにも、取組が進められていることと考えております。次の質問ですが、学校の授業などにおきまして様々教えていただいていると思いますが、具体的にはどのようなことが行われているのか、こちらにつきましてお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 海東議員の御質問に答弁させていただきます。学校教育におかれましては、学習指導要領にコミュニケーションを高める教育に関する内容が様々な場面で盛り込まれております。小学校では、各教科等の学習活動を通して、児童が聞くこと・話すこと・読むこと・書くことなどの言語能力をバランスよく身につけ、コミュニケーション能力の基礎を養うことを目標とされています。一方、中学校では、小学校で培われた言語能力をさらに発展させ、論理的な思考力や表現力を高めることが目標とされてい

ます。具体的には、グループディスカッションやディベート、ロールプレイングなどを取り入れた授業も行ったりしております。また、道徳や総合的な学習の時間を活用して、他者との協力や共感を育む事業を行ったり、異年齢集団のコミュニケーションの構築のため、縦割り班での遊びや清掃活動を取り入れて行っている学校もあります。先ほど教育長からもありました取手市独自の取組について補足いたしますと、2月に、市内の全公立小中学校20校の代表が一堂に会し、プレゼンテーションフォーラム、こういったものを行っております。このフォーラムに向けて、各校においてはSDGs（エスディージーズ）をテーマに探求的な学習を行い、そこから自分の考えや意見をまとめ、話の組立てや資料の提示を工夫して論理的に説明する能力、いわゆるコミュニケーション能力などの育成を図っております。先日、小堤議員にもお越しいただいて、子どもたちのすばらしい姿を見ていただいたところかと思えます。特に今年のプレゼンテーションフォーラムは、その内容の質、児童生徒のパフォーマンス、とてもすばらしいもので、これは本当に全国的に誇れるものではないかというような専門家の意見もいただいたところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございました。ただいまの御答弁の中に、ロールプレイングというものが出てまいりました。また、プレゼンテーションフォーラム、こちらのほうも開催されまして、非常に評価が高かったということを今伺いましたところなんですけれども、このロールプレイング——プレゼンテーションのほうは分かったんですが、このロールプレイングというのは、こちらのほう、とても大切と思っているんですけれども、具体的にはどのような形で行われているのか、こちらのほうをさらに具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。具体例を申し上げますと、道徳や学級活動の時間などで、いじめ防止に関すること、例えば、相手の気持ちを優しく包み込む「ふわふわ言葉」とか、相手の気持ちを傷つける「ちくちく言葉」なんていうものも学習するときがあります。そんなときに、台本に沿って、それぞれの言葉を相手に伝えて、言われた場合、どんな気持ちにする、どんなふう感じたなど、そういった感想を述べ合うことによって、相手とよい関係を築くためのコミュニケーション、言葉やその影響力について考えるといったことで、コミュニケーション能力の向上を図るといった取組を行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。では、そのロールプレイングをみんなに見てもらったりですとか、集会など、学校全体において大会形式のように、お互いを競い合うようなこともコミュニケーション力を高める一つの手法と思いましたが、先ほどプレゼンテーションも行われているということと同じように、このロールプレイングを大会形式にしてはいかがかんと思うんですけれども、実際に行われていなければ、ぜひこちらのロールプレイングのほうも大会形式にしてはいかかかということで提案させていただきたいと思うんですが、こちらの点につきましてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。ロールプレイングですけれども、その狙いとして、やはり演じることによって、子どもたちがどう感じるか、それをどう伝えるか、そういったことが狙いとなっております。ですので、競技形式というのは、なかなかちょっと難しいのではというふうに感じさせていただきました。プレゼンテーション

フォーラムにつきましては、各学校で代表の形式というような形を取っておりますので、学級で行って選ばれるのか、学年で行って選ばれるのかは、それぞれ学校の実情に応じて違うのですが、一応、学校の代表ということで、そういった学年で競技形式で行うなんていうようなことも、一応提案をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。ぜひとも、そちらのほうで進めていただければと思います。この大会形式のようにしますと、児童や生徒の士気を高めたりですとか、意欲や積極性を引き出す、一つのきっかけになるのではないかと考えます。また、交流が図られるなど、コミュニケーション力が高められる一つではないかと考えます。私は以前、十数年ほどではありますけれども、営業職でありまして、研修や会議などにおきましてロールプレイングを盛んに行っておりました。練習でできないことは実際にできないと、よく言われておりました。勤めていた会社ではロールプレイング大会の全国大会もありまして、そちらのほうに選手として出場をしておりました。ロールプレイング大会のためにロールプレイングを行っていたというところであるんですけれども、そのようなこともありまして、実際の現場で大いに生かされたということもありました。児童生徒の良い実践体験になると考えます。今後ぜひとも、よろしくお願いをさせていただきたいと思っております。次に移らせていただきます。

保護者などへの指導支援についてでございます。教育基本法に照らし合わせますと、家庭教育におきましては努力義務であります。父母その他の保護者の第一義的責任と定められております。それに加えまして国や地方公共団体によります家庭教育の支援のための施策ということで、やはりこのような支援が必要と考えますのと、私も一保護者という立場でもありまして、学校の先生方より様々なことを教わったりできますと、とてもありがたいと思っております。その学校によりまして、支援や指導などその形態の違いはあるとは思いますが、現状ではどのようなことが行われていますでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。児童生徒のコミュニケーション能力の向上には、家庭の協力が欠かせないため、保護者に対する助言や支援も大切だと考えております。具体的には、保護者会、個人面談等で保護者と情報交換をして、家庭での対話の重要性や具体的な方法を伝えたりしています。例えば、子どもの話を最後までしっかりと聞くとか、共感する姿勢を示すとか、何々についてどう思うというイエス、ノーにならない質問をして、子どもの考えを引き出す、なんていうようなことを助言しております。また、学校だよりやウェブサイトで学校の様子を積極的に発信することで、保護者と子どもとのコミュニケーションの手段として活用していただいております。さらに、今年度から始まりましたラーケーション制度、これを活用して、体験や探求的な活動を通して、親子の対話や触れ合い、これらを深める機会を持ち、校外で活動することにより、対外的な人たちとのコミュニケーションも積極的に取れるような機会を提案していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。とてもありがたいと思っております。引き続きまして、よろしくお願いいたします。では、次の質問をさせていただきたいと思っております。

児童生徒へのマナー教育についてでございます。マナーとコミュニケーションは密接に関わりがあると考えております。学校などにおきますマナー教育の現状とはどのようなものなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。児童生徒に対しては、コミュニケーション力を高める上で重要なマナーに関する教育も学校の中で実施しております。様々な場面でそういったことはやっておりますが、挨拶や礼儀作法、言葉遣いなどの基本的なマナーを教える授業や活動を行ったり、校外学習や体験的な活動などにより、実生活でのマナーを学ぶ機会を設けたりもしております。また、学級活動では、相手の立場や気持ちを考えながら、言葉遣いや態度を調整することなど、ライフスキルに関する学習をしたりもしております。各教科や領域においては、電話やメールなどに、状況に応じた適切なコミュニケーション方法を考えさせたり、インターネットを利用する際のルールやマナーなどのトラブルを未然に防ぐことの知識を身につけさせたりもしています。これらにより、今後も児童生徒に他者に対する思いやりや尊重の心を育ませて、コミュニケーション能力を高めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。様々な取組が進められていると、そのように感じたところでございます。では最後に、こちらのマナー教育の中におきまして、人との関わりのないところでのマナー、礼儀や作法、所作などにつきましてお尋ねしたいのですが。例えばですが、よそのお家に行きまして、上がる前には靴をそろえることですか、そのようなところはその児童生徒の人間性がまともに出てくるように感じておりまして、良好なコミュニケーションを高めるためには非常に重要と考えます。コミュニケーション力を高める一つの手法と考えますが、こちらにつきまして、学校のほうで教育という形では、現状なされていることはありますでしょうか、こちらの点につきましてお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問にお答えさせていただきます。脱いだ靴をそろえるといった基本的なマナーですけれども、これは学習を振り返るという意味でも、非常にこういうことができるとういとされています。どうしても脱いだものを後ろに振り返りますので、学習においても振り返る習慣がつかないということも言われております。小学校の低学年のうちから、そういったことを行っていたりもします。例えば、学校の中にカーペット敷きの教室があったりもするんですね、そういったところでは、子どもたち、上履きを脱いできれいにそろえて入るなんていうことで、そこで指導もしたりしております。それから、毎日子どもたちが使ってる昇降口の靴箱、かかとをそろえて置くとか、そういったところも実は写真をつけて、こんなふうになると気持ちがいいね、なんていう形で示しながら指導をしているところです。我々、指導課の職員が行ったときにも、実は靴箱なんかをよく見て、ああきれいにそろってるなとか、そういったところも確認をさせていただいております。また、共有物の適切な使用や給食時の食事のマナー等、学校生活全般を通して指導や声かけをしています。中学校においては、生徒会が自主的に靴箱をチェックして呼びかけたり、啓発のポスターを作ったりするなど、発達段階に応じた指導や活動を繰り返し行っているところです。いずれにせよ、児童生徒のマナー教育は学校においても行っておりますが、御家庭での指導も大変重要であると考えております。保護者の方にも、このようなマナーについての教育については、御家庭でも十分指導していただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。ただいま御指導いただきまして、我が家でもそのように進めたいと思います。うちの子どもは2人おりまして、もう帰ってくるや否や、靴を投げ散らかしたような、そういう状況でありまして、何回も注

意はするんですけれども、なかなかやっていただけないというのが現状でありまして、学校のほうでもそのように取り組んでいただいているということで大変ありがたいと思っております。

〔「それは親の責任だ」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○7番（海東一弘君） （続）私も十分に組み込んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。十分に理解することができました。このコミュニケーションにつきましては、大変幅が広く、とても難しいこともあると思っております。このような中におきましても、本市はしっかりと取り組まれていることが分かりました。今後より一層の取組をお願いさせていただきまして、終わりにしたいと思います。御答弁いただきまして誠にありがとうございました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、海東一弘君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時34分散会